

# 入札説明書

## 令和3年度日雇労働者等技能講習事業

厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課就労支援室

「令和3年度日雇労働者等技能講習事業」の調達に関わる入札公告（令和3年1月15日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 長良 健二

2 調達内容

(1) 調達案件 令和3年度日雇労働者等技能講習事業

(2) 調達案件の仕様

別添1「日雇労働者等技能講習事業入札実施要綱」のとおり。

※ 委託要綱の不明点は、電子メールにより下記4(1)の担当者に照会すること。

(3) 契約期間

契約日から令和4年3月31日(木)

(4) 履行場所

別添仕様書のとおり。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。入札金額は総価とする。入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。また、契約条件については「令和3年度日雇労働者等技能講習事業委託要綱」の別添様式第4号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書（以下「契約書」という。）」を十分確認の上、入札金額を見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第29条の4、第29条の9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号）。

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相

当する金額を違約金として納めなければならない。

(8) 本事業の実施地域

以下の7区分で実施する。

- [1] 対象地域：東京都 対象者：日雇労働者
- [2] 対象地域：東京都 対象者：ホームレス、住居喪失不安定就労者
- [3] 対象地域：神奈川県 対象者：日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者
- [4] 対象地域：愛知県 対象者：日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者
- [5] 対象地域：大阪府 対象者：日雇労働者
- [6] 対象地域：大阪府 対象者：ホームレス、住居喪失不安定就労者
- [7] 対象地域：福岡県 対象者：日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

なお、本案件は上記の区分ごとに別調達となるため、複数区分の入札を希望する場合は、区分ごとに関係書類を提出すること。

3 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級

に格付けされた競争参加資格を有し、事業の対象地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
  - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
  - ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
  - エ 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

#### 4 入札説明書の交付場所、問い合わせ先等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
- 〒100-8916  
東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館  
厚生労働省職業安定局雇用保険課経理係（14階08号室）  
担当 只熊、森  
電話 03-5253-1111（内線5754）  
電子メール koyou-chotatsu@mhlw.go.jp
- (2) 入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び仕様書に関する問い合わせ先
- ア 問い合わせ先・方法

下記の電子メールアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館12階12号室

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 担当 紙谷

電話03-5253-1111（内線5726）

電子メール kamiya-yuka@mhlw.go.jp

イ 問い合わせの受付期間

令和3年1月15日（金）～令和3年2月9日（火）12時

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和3年2月9日（火）17時までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しないため、事業内容等の質問等については、上記4（2）を踏まえて、問い合わせること。

6 提案書類の提出等

(1) 提案書類の受領期限

令和3年2月10日（水）必着

上記4（2）まで郵送（書留郵便に限る。）で封筒に担当者の氏名及び連絡先を明記して提出すること。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(2) 提案書類に関するプレゼンテーションの実施

提案書類に関するプレゼンテーションは基本的に実施しないこととする。

(3) 提案書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

(4) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出方法

本入札案件は、紙により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行う。電子調達システムによる提出は認めない。

ア 郵便（書留郵便に限る）で提出することとし、別紙1の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年3月5日（金）開札『令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域及び対象者を記載。）』の入札書在中」と朱書きし、令和3年2月10日（水）（必着）までに上記4（1）へ提出しなければならない。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。

イ 原則、郵送での提出のみ認める。

ウ 入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

## （2）入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 別紙4及び別紙5の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

## （3）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

## 8 開札

### （1）開札の日時

令和3年3月5日（金）

開札は以下のとおり上記2（8）の区分ごとに行う。

[1] 13時00分

[2] 13時20分

[3] 13時40分

[4] 14時00分

[5] 14時20分

[6] 14時40分

[7] 15時00分

当日の立ち会いは不要とし、開札の結果は電話等で連絡する。また、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

### （2）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を郵送にて提出しておくこと。

## 9 その他

### (1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和3年2月10日（水）（必着）までに別紙3により令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記4（1）に提出すること。

### (3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者をもって申込みをした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

### (4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

カ 令和3年度予算が令和3年4月1日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

### (5) 支払条件等

適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

## 10 提出書類

- (1) 入札書 (別紙1) 1部
- (2) 提案書類一式
  - ア 提案申請書 (別紙2) 1部
  - イ 提案書 (別紙2の2) 6部 (原本1部・写し5部)
    - 注1) 技術提案書は、別紙2の2の様式によること。その他詳細は、入札実施要項によること。
    - 注2) 直近の2事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
  - ウ 全省庁統一資格書 (写) 1部
  - エ 直近2年間の保険料の領収書 (写) 1部
  - オ 誓約書 (別紙4及び別紙5) 1部
  - カ その他の書類 1部

ただし、上記(2)ア～イについては上記4(2)へ、上記(1)及び(2)ウ～カについては上記4(1)へ提出すること。

なお、上記の資料イのうち、写し(イに添付する貸借対照表及び損益計算書の写し5部を含む。)については、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

また、本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを提出すること。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定(えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
  - ※ 労働時間の基準を満たすものに限る。
- ② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定)に関する基準適合事業主認定通知書
- ④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

## 11 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。なお、提案書の作成においては、別添1「日雇労働者等技能講習事業入札実施要綱」を確認すること。
- (2) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書類の取扱い
  - ア 提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用しては

ならない。

イ 提出された提案書類は返却しない。

ウ 提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。

(6) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当方で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。

(7) 提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。

(8) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

## 第2 総合評価に関する事項

### 1 業務内容の仕様

別添1「日雇労働者等技能講習事業入札実施要綱」の別紙1「仕様書」のとおりとする。

### 2 総合評価に関する事項及び方法

別添1「日雇労働者等技能講習事業入札実施要綱」のとおりとする。

### ○ 様式等

別紙1 入札書作成様式

別紙2 「令和3年度日雇労働者等技能講習事業」総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

別紙3 競争参加資格等確認関係書類

別紙4 競争参加資格に関する誓約書

別紙5 暴力団等に該当しない旨の誓約書

別添1「日雇労働者等技能講習事業入札実施要綱」

別添2「令和3年度日雇労働者等技能講習事業委託要綱」

# 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_

案件名：令和3年度日雇労働者等技能講習事業  
(対象地域： \_\_\_\_\_ 対象者： \_\_\_\_\_ )  
※対象地域と対象者を必ず記載すること。

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官  
厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

「令和3年度日雇労働者等技能講習事業」総合評価落札方式による  
一般競争入札提案申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

商号又は名称  
代表者職氏名

「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）」  
の委託先として総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書  
類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 年 月 日 平成 令和	労働者数	人

別紙2の2 令和3年度日雇労働者等技能講習事業に係る技術提案書（事業番号〇）

入札参加者名： \_\_\_\_\_

連絡先(TEL)： \_\_\_\_\_

評価項目	技術提案書記載事項	左記事項の詳細 (文字の大きさは、10.5ポイント)	参考：技術審査委員 評価のポイント
1 事業の実施体制			
(1)	業務実施の基本方針の適格性	① 事業を実施することで目指す成果目標（どういった成果を出すことで事業が成功であると考えているか。）	本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。
(2)	組織としての業務遂行能力	① 入札参加者の法人格等種別と設立根拠（定款、規約等及び団体概要等を別途添付すること。） ② 入札参加者の内部組織図 ③ 入札参加者の行う主な事業の内容 ④ 個人情報漏洩防止措置及び情報セキュリティ	

		イの実施方策 ⑤ 区分経理の実施方法 ⑥ その他特記すべき事項		
(3)	講習の実施体制	① 担当者の人数 ② 担当者各人の職務分担とその考え方 (専任・兼任の別、常勤・非常勤の別、主な経歴を参考資料として別途添付) ③ 担当事務所・窓口の設置場所とその場所に設置する理由 (レイアウト等状況が分かるものを別途添付) ④ その他特記すべき事項		講習の実施体制が、講習希望者のニーズに的確に対応しつつ、講習を円滑に実施できるようなものとなっているか。
(4)	講習の設定における	① サービス産業系の科目の設定状況	<b>【別添資料○参照】</b> 注1) 別添資料として、計画講習科目一覧を作成し、そのうちサービス産業系科目として設定した科目に○印等を付すこと。	サービス産業系の講習科目(受講計画数)を講習受講者目

	る必須事項		注2) 計画講習科目一覧には、科目ごとの受講計画人数、講習回数、講習実施期間、講習実施場所を記載したものとし、2(1)③の項目を兼ねたものとする。	標数の2割以上企画しているか。
2 事業の計画				
(1)	実施予定の講習の内容	① 入札参加者が把握している、「対象者」の講習に対するニーズの内容とそのニーズを踏まえた講習科目		<p>予定する講習の内容が、講習希望者のニーズ、地域の人材ニーズに的確に対応したものであるとともに、さらに幅広い分野に展開しようとしているか。</p>
		② 入札参加者が把握している、地域における人材ニーズの内容とそのニーズを踏まえた講習科目		
		③ その講習の規模(受講計画人数、講習回数)、講習実施機関、講習実施場所(科目ごと)	【別添資料○参照】	
		④ 新たに開拓する予定の講習科目とその理由		
		⑤ その他特記すべき事項		

(2)	講習の実施方法	① 受講希望者の募集の方法、場所、頻度		講習希望者に対して受講を働きかけ、受講希望を受け付け、受講を実施し、それをフォローするに至るまでの講習の実施プロセスが、講習希望者のニーズと利便性に配慮したものとなっているとともに、円滑かつ効果的なものとなっているか。
		② 受講希望者に対する相談の方法、場所、頻度・時間		
		③ 受講希望者からの受講の受付の方法、場所、頻度・時間		
		④ 受講希望者を受講させるまでの手続きの内容		
		⑤ その他講習を円滑に実施するための独自の工夫		
		⑥ 講習実施に当たって連携を行う他の団体・機関（講習実施機関を除く）の名称		
		⑦ その他特記すべき事項		

(3)	講習修了後の就職・就業実現方法	① 受講者に対する講習受講中または講習受講後のフォローの方法		講習受講者の就職・就業の実現可能性を見極めた講習の受講決定を行うものとなっているか。また、受講修了後にハローワークの職業相談・職業紹介の支援を確実に受けられるための方策を講じているか。
		② 講習科目の分野ごとに想定している就職先・就業先、職種、雇用形態		
		③ 講習修了者の就職率・就業率を60%以上とする方策		
		④ 講習修了者に2科目以降を受講させる場合の判断基準と2科目目以降に受講させる想定講習科目		
		⑤ その他特記すべき事項		
3 過去の事業実績等				
(1)	入札参加者が国又は地方公共団体等から受託	① 受託事業名、事業内容、委託者、受託年度 ② 受託事業において支援した「対象者」の数とその成果		事業を受託する事業者が、国又は地方公共団体等から「対象者」に係る支援事業を受託し、成果を

	した「対象者」に係る支援事業の実績	③ その他特記すべき事項		げた実績があるかどうか。
(2)	入札参加者が令和2年度現在実施する、又は過去（平成28年度～令和元年度）に実施した「対象者」に係る支援事業の実績（入札参加者が自主事業として実施したもの	① 「対象者」に対する支援事業の内容、規模、頻度、実施開始年度及びその成果 ② 支援業務を行う拠点の状況 ③ 支援業務の対象となる「対象者」の地域的範囲 ④ その他特記すべき事項		事業を受託する事業者が、本事業を実施しようとする地域において、「対象者」に係る支援事業を実施し、成果をあげた実績があるかどうか。

	であり、 (1)を除く。)			
(3)	入札参加者の労働問題への取組状況	① 対象者（日雇・ホームレス・住居喪失者）が抱えている労働に係る問題が何であると捉え、解決のための取組を何であると考えているか。 注) 事業者自身が実施できるか否かを問わず、事業者としての問題意識を記載する。		事業を受託する事業者自身が、労働問題に対する理解をもって必要な取組を行っているか。
		② 現在の労働・雇用環境における課題がなんであると考えているか。		
		③ 上記①及び②を踏まえて取り組んでいる内容		
		④ その他特記すべき事項		

## 競争参加資格等確認関係書類

### 1 提出書類

- (1) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写
- (2) 以下の直近2年間の保険料の領収書の写（①②ともに必須。ただし②についてはいずれか）
  - ①労働保険
  - ②厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金
- (3) 誓約書（別紙4及び別紙5）及び添付書類
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく令和2年の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が45人以下の事業主については様式1。
- (5) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく令和2年の高年齢者雇用状況報告書の写し。令和元年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあつては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。
- (6) 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（様式2）

2 提出期限 令和3年2月10日（水）（必着）

(様式1)

### 障害者の雇用状況に関する報告書

令和3年度日雇労働者等技能講習事業(対象地域:〇〇、対象者:〇〇)に係る入札に参加するに当たり、令和2年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し上げます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

A 事業主	(ふりがな) 氏名	( )	住所	〒
	(法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)		(法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	(Tel - - )
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)			人
	(ロ) 短時間労働者の数			人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]			人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数			人
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数			人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数			人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数			人
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数			人
	(リ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(チ×0.5)]			人
	(ヌ) 重度知的障害者の数			人
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数			人
	(七) 重度知的障害者である短時間労働者の数			人
	(ワ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数			人
	(カ) 知的障害者の数 [(ヌ×2)+ル+七+(ワ×0.5)]			人
	(コ) 精神障害者の数			人
	(ク) 精神障害者である短時間労働者の数			人
	(ケ) (ク)のうち欄外注1及び注2に該当する者の数			人
	(ク) 精神障害者の数 [コ+{(ク-ケ)×0.5}+ケ]			人
	③ 計 [②のリ+②のカ+②のソ]			人
	④ 実雇用率(③/①)×100			%

注1 対象年の3年前の6月2日以降に雇入れられた者であること。

注2 対象年の3年前の6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注3 上記に該当する場合であっても、次の点に留意すること。

① 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはならないこと。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなす。

② 療育手帳を交付されている者又は判定機関により知的障害があると判定されていた者が、雇入れ後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日又は当該判定機関による判定の日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなすこと。



## 競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 3 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

【別紙4の報告の参考様式】

該当項目

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

## 誓 約 書

□ 私

□ 当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。



(別添1)

## 日雇労働者等技能講習事業入札実施要綱

令和3年1月  
厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課就労支援室

## 目次

1. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	1
2. 本事業の実施期間に関する事項	3
3. 入札参加資格に関する事項	3
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	4
5. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	10
6. 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	12
7. 受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置 その他適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項	12
8. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、 その損害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項	17
9. その他本事業の実施に関し必要な事項	17
別紙1 日雇労働者等技能講習事業に係る仕様書	18
別紙1② 技術提案書記載様式	48
別紙2① 危険負担表	56
別紙2② 委託費の支払いについて	57
別紙3 日雇労働者等技能講習事業に係る評価基準及び採点表	58
別紙4 従来の実施状況に関する情報の開示	62
別紙4-1 従来の実施状況に関する情報の開示、委託費の内訳	65
別紙4-2 従来の実施における実績（実施科目）	66
別紙4-3 従来の実施における実績（講習受講修了後の就職・就業状況（令和元年度））	68
別紙4-4 従来の実施における実績	69
別紙4-5 事業主及び労働者のニーズ調査の結果（令和2年度）	75
別紙5 厚生労働省組織図	85
別紙6 関係機関一覧（令和2年12月時点）	86

## 1. 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### 1.1. 事業の詳細な内容

#### (1) 事業の概要等

##### ① 事業の目的

本事業は、技能労働者として必要な知識・技能が不足している日雇労働者、ホームレス又は住居喪失不安定就労者（安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等（漫画喫茶、ファーストフード店及びサウナ等を含む。）の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者）等を対象として、就業機会の増加が見込まれる講習を企画し、受講の必要性の高い者を選定し受講させることで、就業機会を増大させ、安定雇用に資することを目的とする。

##### ② 事業の概要

本事業の目的を達成するため、民間受託者（以下「受託者」という。）は、日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者の就業の可能性を高めるとともに常用雇用等のより安定した雇用への移行に資する技能を身につけさせるために必要な講習について、講習の企画、対象者の募集・人選、個々の技能講習実施機関の選定と同実施機関との調整、同実施機関へ対象者の送り込み、及びそれに付随する業務一切を行う。

上記業務の詳細な内容は、別紙1「日雇労働者等技能講習事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりである。

なお、本事業を実施するに当たっては、受託者の創意工夫を反映し、事業の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上）及び経費の削減等に努めるものとする。

### 1.2. 事業の質の設定

#### (1) 確保されるべき事業の質に関する要求水準

本事業実施に関して確保されるべき事業の質を確保するため、受託者に対して以下の要求水準を設定する。ただし、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を制限するものではない。

項目	目標値
①受講した講習は、今後、日々の仕事に就く場合や就職活動を行う上で必要となる能力（技能）の向上に役立ったか。	役に立った旨の回答数が90%以上

②令和3年度中の講習受講者目標数（延べ人数）	表1の事業番号ごとに以下のとおり。 事業番号1 40人 事業番号2 530人 事業番号3 140人 事業番号4 90人 事業番号5 410人 事業番号6 110人 事業番号7 200人
------------------------	---

※ 平成29～令和元年度の実施結果については別紙4「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

(2) 上記(1)①の評価の判定方法

本事業の利用者（技能講習の受講者）に対して、事業内容に対する評価に関するアンケート調査を実施する。

アンケートは、仕様書第2の15に定める方法で実施することとし、受講修了者数に対する、下記に定める設問への「役に立った」旨の回答数の割合が90%を上回ること。

$$\text{設問への回答のうち、役に立った旨の回答数の合計} \div \text{受講修了者数} \times 100 \geq 90$$

利用者の評価は「ア 役に立った。」「イ 役に立たなかった。」「ウ 分からない」の3段階評価により判定することとし、「ア」について、「役に立った旨の評価」と判定する。

1.3. 委託費の支払方法

- (1) 受託者は、提出した技術提案書（総合評価のための事業実施の具体的な方法、その質の確保方法等に関する書類。以下同じ。）に基づいて事業を実施することにより達成すべき質の確保に努めるとともに、本実施要綱（「1.2.事業の質の設定」、「7.受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項」等）及び仕様書に記載する事項を遵守し、本事業の質を確保しなければならない。
- (2) 委託者は、前記の内容を確認し、検査した上で、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準に委託費を支払うものとし、その支払は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内とする。
- (3) 委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と契約額のいずれか低い額とする。
- (4) 委託費の支払については、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び

会計令（昭和 22 年勅令 165 号。以下「予決令」という。）第 58 条に基づく協議が整った場合において、受託者は委託費の概算払を各年度の四半期毎に請求できる。

- (5) 受託者は、本事業に従事する職員の資質、規律保持、風紀及び衛生並びに健康に関すること等の人事管理及び職員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負う。なお、その他危険負担については別紙 2 ①「危険負担表」のとおりとする。
- (6) 委託費の支払までの流れ等の詳細については別紙 2 ②「委託費の支払について」のとおりとする。

## 2. 本事業の実施期間に関する事項

本事業の実施期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

## 3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
  - イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和 01・02・03 年度（又は平成 31・32・33 年度）厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、A、B、C 又は D 等級に格付けされ、事業の対象地域の競争参加資格を有する者であること。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。

- (5) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
  - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
  - ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
  - エ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

#### 4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続き及びスケジュール

入札公告	令和3年1月中旬
入札説明会	実施しない
入札書類の提出期限	令和3年2月上旬
入札書類の評価	令和3年2月下旬から3月上旬頃
開札	令和3年3月上旬
事業の引継ぎ・準備期間	令和3年3月中旬から下旬
契約締結	令和3年4月1日

(2) 入札の単位

入札は表1の5地域7区分ごとに実施する。

表1

事業番号	地域	対象者
1	東京都内	日雇労働者
2	東京都内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者

3	神奈川県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者
4	愛知県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者
5	大阪府内	日雇労働者
6	大阪府内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者
7	福岡県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者

### (3) 入札実施手続き

#### ① 質問受付

入札公告以降、実施要綱の内容や入札に係る事項について、厚生労働省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び厚生労働省からの回答は、原則としてすべての希望する者に対して電子メールで送付する。ただし、当該質問者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合や、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

#### ② 提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本事業実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び技術提案書を提出すること。

なお、講習受講者目標数と人件費上限額は表2のとおりとするので、これを踏まえて技術提案書を作成すること。

表2

事業番号	地域	対象者	講習受講者 目標数（人）	人件費上限額 （円）
1	東京都内	日雇労働者	40	5,240,000
2	東京都内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者	530	31,390,000
3	神奈川県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	140	13,960,000
4	愛知県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	90	10,320,000
5	大阪府内	日雇労働者	410	26,310,000
6	大阪府内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者	110	13,960,000
7	福岡県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	200	17,590,000

また、令和3年度においては、厚生労働省（就労支援室）と受託者団体一同を集め受託事業の効果的な運営方法を協議・共有する会議を開催する予定である。

このため、当会議出席に必要な経費も加味した入札金額とすること。

#### 【会議の開催概要】

- ・ 開催時期 8月～9月頃

(※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえて実施)

- ・ 開催場所 厚生労働省（東京都千代田区霞が関 1-2-2）
- ・ 出席人数 1 団体上限 3 人まで

なお、入札金額には、本事業に要する一切の諸経費の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を控除した額）。を記載することとする。

### ③ 技術提案書の内容

- (ア) 実施要綱及び仕様書を踏まえ、下記(イ)に示す構成に従い実施体制及び事業計画等を記載した技術提案書を作成のうえ、提出すること（本実施要綱「5.落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項」、別紙 3「日雇労働者等技能講習事業に係る評価基準及び採点表」（以下「評価基準及び採点表」という。）参照）。
- (イ) 講習受講者目標数は表 2 のとおりとするので、この目標数により技術提案書を作成すること。
- (ロ) 受講修了後の就職率（日雇労働者にあつては就業率）の目標数を 60%以上とするので、この目標数を達成する方策を技術提案書に記載すること。
- (ハ) 対象者となるホームレスや日雇労働者の高齢化が進展し、建設業等での就労が困難となってきていることを踏まえ、サービス産業系の講習科目（受講計画数）を少なくとも講習受講者目標数の 2 割以上含めること。その他の講習については、入札参加者が把握する対象者のニーズや地域における人材ニーズを踏まえて、就職に結びつく可能性の高い講習を企画すること。
- (ニ) 技術提案書は、本事業を受託した場合の実施体制と事業計画等について、次によって記載する。
- a 技術提案書の表紙には、事業名、表 1 の事業番号、入札参加者の名称及び連絡先を明記すること。
- b 別紙 1 ②の様式を用いて、表 3 中の( )付き数字を付した項目の丸付き数字ごとに提案内容を簡潔に記述する(A 4 版片面ページ番号入りで 10 枚（両面 5 枚）の範囲内厳守)。これに加え、別添資料を添付することも認めるが、A 4 版片面 10 枚（両面 5 枚）までとすること。
- c ただし、表 3 中の 4 に関しては、各項目に記載する認定通知書等の写しを添付する。なお、いずれの認定等も受けていない場合には、別葉にその旨明記したものを作成する（様式任意）。これらは、別添資料 10 枚以内の制限に含まない。
- d 表 3 中の 2(1)及び 3(1)(2)(3)における「対象者」は、表 1 の「対象者」欄に示す、日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者の全部又は一部を意味するものとする。
- e 技術提案書に参考資料(パンフレット等)を添付することは認めるが、その量は、合

計で最大でもA4版10枚(表紙を含まず)とする。

表3

区分	技術提案書記載事項
1 事業の 実施 体制	(1) 業務実施の基本方針の適格性
	① 事業を実施することで目指す成果目標(どういった成果を出すことで事業が成功であると考えているか。)
	(2) 組織としての業務遂行能力
	① 入札参加者の法人格等種別と設立根拠(定款、規約等及び団体概要等を添付すること。 <u>これらは、別添資料10枚以内の制限に含まない。</u> )
	② 入札参加者の内部組織図
	③ 入札参加者の行う主な事業の内容
	④ 個人情報漏洩防止措置及び情報セキュリティの実施方策
	⑤ 区分経理の実施方法
	⑥ その他特記すべき事項
	(3) 講習の実施体制
① 担当者の人数	
② 担当者各人の職務分担とその考え方(専任・兼任の別、常勤・非常勤の別、主な経歴を参考資料として別途添付。 <u>これらは、別添資料10枚以内の制限に含める。</u> )	
③ 担当事務所・窓口の設置場所とその場所に設置する理由(レイアウト等状況が分かるものを別途添付。 <u>これらは、別添資料10枚以内の制限に含める。</u> )	
⑤ その他特記すべき事項	
(4) 講習の設定における必須事項	
① サービス産業系の科目の設定状況 注1) 別添資料として、計画講習科目一覧を作成し、そのうちサービス産業系科目として設定した科目に○印等を付すこと。 注2) 計画講習科目一覧には、科目ごとの受講計画人数、講習回数、講習実施期間、講習実施場所を記載したものとし、2(1)③の項目を兼ねたものとする。こと。 注3) <u>別添資料10枚以内の制限に含める。</u>	

2 事業の計画	(1) 実施予定の講習の内容 ----- ① 入札参加者が把握している、「対象者」の講習に対するニーズの内容とそのニーズを踏まえた講習科目 ② 入札参加者が把握している、地域における人材ニーズの内容とそのニーズを踏まえた講習科目 ③ その講習の規模（受講可能人数、講習回数）、実施機関、講習実施場所（科目ごと） ④ 新たに開拓する予定の講習科目 ⑤ その他特記すべき事項
	(2) 講習の実施方法 ----- ① 受講希望者の募集の方法、場所、頻度 ② 受講希望者に対する相談の方法、場所、頻度・時間 ③ 受講希望者からの受講の受付の方法、場所、頻度・時間 ④ 受講希望者を受講させるまでの手続きの内容 ⑤ その他講習を円滑に実施するための独自の工夫 ⑥ 講習実施に当たって連携を行う他の団体・機関（講習実施機関を除く）の名称 ⑦ その他特記すべき事項
	(3) 講習修了後の就職・就業実現方法 ----- ① 受講者に対する講習受講中または講習受講後のフォローの方法 ② 講習科目の分野ごとに想定している就職先・就業先、職種、雇用形態 ③ 講習修了者の就職率・就業率を 60%以上とする方策 ④ 講習修了者に 2 科目以降を受講させる場合の判断基準と 2 科目目以降に受講させる想定講習科目 ⑤ その他特記すべき事項
3 過去の事業実績等	(1) 入札参加者が国又は地方公共団体等から受託した、「対象者」に係る支援事業の実績 ----- ① 受託事業名、事業内容、委託者、受託年度 ② 受託事業において支援した「対象者」の数とその成果 ③ その他特記すべき事項
	(2) 入札参加者が令和 2 年度現在実施する、又は過去（平成 28 年度～令和元年度）に実施した「対象者」に係る支援事業の実績（入札参加者が自主事業として実施したものであり、(1)を除く。） ----- ① 「対象者」に対する支援事業の内容、規模、頻度、実施開始年度及びその成果 ② 支援業務を行う拠点の状況

	<p>③ 支援業務の対象となる「対象者」の地域的範囲</p> <p>④ その他特記すべき事項</p>
	<p>(3) 入札参加者の労働問題への取組状況</p>
	<p>① 対象者（日雇・ホームレス・住居喪失者）が抱えている労働に係る問題が何であると捉え、解決のための取組を何であると考えているか。 注）事業者自身が実施できるか否かを問わず、事業者としての問題意識を記載する。</p> <p>② 現在の労働・雇用環境における課題がなんであると考えているか。</p> <p>③ 上記①及び②を踏まえて取り組んでいる内容</p> <p>④ その他特記すべき事項</p>
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<p>(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定（えるぼし認定企業）。</p>
	<p>① 以下の認定通知書等の写し（取得等している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書（労働時間の基準を満たすものに限る）の写し</li> <li>・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し</li> </ul>
	<p>(2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号以下、「次世代法」と言う。）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p>
	<p>① 以下の認定通知書の写し（取得している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し</li> </ul>
	<p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）</p>
	<p>① 以下の認定通知書の写し（取得している場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書の写し</li> </ul>

※ 2(1)③については、サービス産業系の講習科目（受講計画数）が少なくとも講習受講者目標数の2割以上含まれていることを明記すること。また、資料中に記載した講習科目それぞれについて、該当の有無が判別可能なように注記等すること。

※ 4(1)～(3)のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に関する資料について、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等の内容が確認できるものを添付すること。

④ 開札に当たっての留意事項

感染症予防の観点から入札参加者の立会を認めず、当省の契約と関係の無い職員を

立ち合わせて開札を行う。開札の結果は電話等で連絡する。

⑤ 契約の締結

落札者決定後、落札者は、当省より行う委託の申入れを承諾した場合には、実施計画書（様式は別途定める。）を提出する。実施計画書を審査し、事業の目的等に照らし適当と認めるときには、本事業に係る契約（契約書の様式は別途定める。）を締結する（以下「本契約」という。）。

⑥ 通貨及び言語

入札書、技術提案書その他提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

5. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は当省及び専門的知識を有する外部有識者で構成する厚生労働省の技術審査委員会において行うものとする。また、提案書類に関するプレゼンテーションは基本的に実施しないこととする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された技術提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする（別紙3「評価基準及び採点表」参照）。

① 必須項目審査（25点）

必須項目審査においては、入札参加者が技術提案書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。項目が満たされている場合には基礎点として加点を行う。一つでも満たしていない場合は失格とし、すべて満たした場合、基礎点として、25点とする。

- (ア) 業務実施の基本方針の適格性
- (イ) 組織としての業務実施能力等
- (ウ) 講習の実施体制について
- (エ) 講習の設定における必須事項

② 加点項目審査（75点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目から審査を行う。なお、提案内容については、評価基準及び採点表に記載する観点から、絶対評価により加点する。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の技術提案書を評価し、各項目に付与された点数

に0点から5点を付与する。採点基準は以下のとおりとする。

5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：劣る、1点：特に劣る、0点：記載すべき事項が記載されていない

各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を合計し、その合計点を技術点とする。

ただし、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について、複数の認定等に該当する場合は、最も配分点が高い区分により加点を行う。また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

加点項目については評価基準及び採点表のとおりとする。

## (2) 落札者決定に当たっての評価方法

### ① 落札者の決定方法

#### (ア) 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、次の「(イ)総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(a) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(b) 評価基準及び採点表に記載される要件のうち、必須項目をすべて満たしていること。

#### (イ) 総合評価点の計算

総合評価点 = (基礎点 (25点) + 加算項目審査による加算点) ÷ 入札価格

### ② 留意事項

(ア) 当該落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が高い1者を落札者として決定することがある。

(a) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該価格で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

(b) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、事業分担等が適切か否か等）

(c) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(d) 手持機械その他固定資産の状況

- (e) 国の行政機関及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- (f) 経営状況
- (g) 信用状況
- (4) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- (3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて  
予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し再度公告の上、入札に付すことにする。

#### 6. 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙4「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりとする。

#### 7. 受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項

- (1) 報告等について  
受託者は、当省に対し仕様書第2の15、17、18に記載する報告を行う。
- (2) 当省による調査への協力  
当省は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な報告を求め、又は受託者の事務所（又は事業実施場所）に立ち入り、運營業務の実施状況若しくは帳簿書類等その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。  
なお、立入検査を行う厚生労働省の職員は、検査を行う際には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。
- (3) 業務完了報告書の提出  
受託者は、事業終了後、3月31日までに「業務完了報告書」を提出する。  
また、当省は、「業務完了報告書」の提出を受けて、受託者の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。この際、受託者は、当省の検査に協力し、当省から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。
- (4) 秘密の保持

受託者は、本事業に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(6) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

① 事業の開始及び中止

(7) 受託者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

(4) 受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の承認を受けなければならない。受託者は、本事業を中止する場合には、厚生労働省の求めに応じ、下記②(4)の「事業開始前及び終了時の引継方法」に準じた引継ぎを行わなければならない。

② 事業の実施体制及び引継ぎ

(7) 事業の実施体制

受託者は、本事業を適切に実施するため、事業開始に当たり必要な実施体制を確保すること。

(4) 事業開始前及び終了時の引継方法

受託者は、本事業の契約期間が開始する前に、本事業を行っている者から、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は受託者の負担とし、事業実施に必要な知見等の引継ぎが終了するまで行うものとする。なお、契約期間開始前に事業を行っていた者が引き続き本事業を行うこととなる場合には、この限りではない。

また、本事業の契約期間が終了する際、本事業を引き継ぐ者に対し、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は引継ぎを受ける事業者の負担とし、本事業を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続き本事業を行うこととなる場合には、この限りではない。

③ 公正な取扱い

- (ア) 受託者は、本事業において、正当な理由なく受講希望者の受講を拒んではならず、公平性を確保しなければならない。
- (イ) 受託者は、本事業における受講対象者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

④ 金品等の授受の禁止

- (ア) 受託者は、本事業を実施するために必要な経費として内訳書に記載された経費以外に金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

⑤ 宣伝行為の禁止

- (ア) 受託者及び本事業に従事する者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。
- (イ) 受託者及び本事業を実施する者は、本事業の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑥ 法令の遵守

- (ア) 受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑦ 安全衛生

- (ア) 受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑧ 記録・帳簿書類等

- (ア) 受託者は、本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑨ 権利の譲渡

- (ア) 受託者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑩ 権利義務の帰属等

- (ア) 本事業の結果に関する著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (イ) 本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(ウ) 受託者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

#### ⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

(ア) 受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（委託事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

#### ⑫ 再委託の取扱い

(ア) 受託者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。

(イ) 受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業履行能力並びに報告徴収その他の業務管理方法）について記載しなければならない。

なお、再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、技能講習実施施設との講習実施契約のほか契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは再委託には、当たらないものとする。

(ウ) 受託者は、再委託を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、厚生労働省の承認を受けなければならない。なお、承認を受けずに再委託を行った場合は契約解除となることがある。

(エ) 受託者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先は、上記の(4)秘密の保持、(6)契約に基づき受託者が講ずべき措置の②から⑩までに掲げる事項については、受託者と同様の義務を負うものとする。

#### ⑬ 契約内容の変更

(ア) 受託者及び厚生労働省は、軽微な変更を除き、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、適切な手続を履践しなければならない。

#### ⑭ 契約解除

厚生労働省は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができ

る。

- (ア) 偽りその他不正行為により落札者となったとき。
- (イ) 契約に従って本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (ロ) (イ)に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (ハ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (ニ) 法令又は契約に基づく指示に違反したとき。
- (ホ) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (ヘ) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。
- (ト) 暴力団員を事業を統括する者または従業員としていることが明らかになったとき。
- (チ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### ⑮ 契約解除時の取扱い

- (ア) 上記⑭の各号に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は受託者に対し、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払うものとする。
- (イ) この場合、受託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。
- (ロ) 厚生労働省は、受託者が上記(イ)の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (ハ) 厚生労働省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、厚生労働省から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

#### ⑯ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と厚生労働省が協議するものとする。

## 8. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項

(1) 本事業を実施するに当たり、受託者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

① 厚生労働省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

② 受託者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 本事業を実施するに当たり、受託者が、故意又は過失により、厚生労働省に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該厚生労働省の過失割合に応じた部分を除く。）。

## 9. その他本事業の実施に関し必要な事項

(1) 厚生労働省の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官である厚生労働省職業安定局雇用保険課長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(2) 会計検査に関する事項

受託者は、①事業の内容が会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条の規定により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別紙 1 **日雇労働者等技能講習事業に係る仕様書**

第1 総則	21
1 事業名	21
2 本事業の目的	21
3 事業の実施期間等	21
4 委託費に関する考え方	21
5 再委託の取扱い	22
6 公正な取扱い	22
第2 事業の詳細	22
1 講習の受講対象者	22
2 講習の科目	24
3 講習期間	25
4 事業の実施地域及び講習受講者目標数	25
5 講習実施施設	25
6 講習科目の選定に当たっての調整	26
7 事前調整	26
8 事業の周知	26
9 受講申込と受講あっせんの受付	26
10 受講対象者の決定	27
11 講習実施施設との講習契約	27
12 受講決定通知	28
13 受講者の通知	28
14 受講に当たっての補助	28
15 受講者アンケートの実施	29
16 受講後のフォローアップへの協力	29
17 就職率・就業率の把握	29
18 事業主等のニーズの把握	31
19 その他	31

## 第1 総則

### 1 事業名

令和3年度日雇労働者等技能講習事業

### 2 本事業の目的

本事業は、技能労働者として必要な知識・技能が不足している日雇労働者、ホームレス又は住居喪失不安定就労者（安定した居住の場所を有せず、終夜営業のインターネットカフェ等（漫画喫茶、ファーストフード店及びサウナ等を含む。）の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している者）等を対象として、就業機会の増加が見込まれる講習を企画し、受講の必要性の高い者を選定し受講させることで、就業機会を増大させ、安定雇用に資することを目的とする。

### 3 事業の実施期間等

#### (1) 事業の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### (2) その他

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるため、別途協議する。

### 4 委託費に関する考え方

(1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。

(2) 委託者は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

(3) 各年度の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と実施要綱 4(3)②に基づき提出した入札書に記載された合計金額のいずれか低い額とする。

(4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。

(5) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

(6) 一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%又は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

## 5 再委託の取扱い

本事業の再委託については、以下のとおりとする。

- (1) 業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することは禁止する。

なお、再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、技能講習実施施設との講習実施契約のほか契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは再委託には、当たらないものとする。

- (2) 業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則として2分の1未満とする。
- (4) 業務の遂行において再委託を行う場合には、あらかじめ厚生労働省の承認を受けることとする。再委託先又は再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (5) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

## 6 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業において、正当な理由なく受講希望者の受講を拒んではならず、公平性を確保しなければならない。
- (2) 受託者は、本事業における受講対象者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

## 第2 事業の詳細

本事業の目的を達成するためするため、次の業務を実施すること。

### 1 講習の受講対象者

#### (1) 日雇労働者

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府又は福岡県の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第43条第1項に規定する日雇労働被保険者又は同項第1号に定める適用区域において求職活動を行う日雇労働者で、当該講習を受講することが適当であると公共職業安定所（以下「安定所」という。）又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下「地方運輸局」という。）の長が適当と認める者。

なお、講習を受講することによる経験や技能を活かした日雇の雇用形態での就業経験を重ねることにより、日雇労働者として安定的に雇用されることが期待される

場合については、常用雇用に至る過程として当該受講により支援すべき対象者であるか個別に検討した上で、受講対象として差し支えない。

(2) ホームレス

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府又は福岡県の生活困窮者・ホームレス自立支援センター等に入所しているホームレスで、当該講習を受講することが適当であると安定所又は地方運輸局長が認める者。

(3) 住居喪失不安定就労者

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府又は福岡県の安定した住居を有せず、終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし、不安定な雇用状態に置かれている者又は現に失業している者であって、安定就労へ向けた就職活動を行う者であり、当該講習を受講することが適当であると安定所又は地方運輸局長が認める者。

その対象範囲については、次によって判断するものとする。

(a) 「安定した住居を有せず」の判断

- ① 「安定した住居を有せず」とは、本人が居住のために利用できる、本人又は家族等が所有又は借り受ける家又は部屋、ないしは下宿先・社員寮・住込先・同居知人宅等の「居住施設」を失っている状態をいう。
- ② 「居住施設」とは、基本的には住民登録の対象となりうる寝泊まり可能な施設とする(旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく簡易宿所等であっても居住の実態を踏まえて住民登録をしている場合を含む。)
- ③ 寝泊まりすることのできる家・部屋があるものの、DV被害など虐待問題等があるために実質的にそこに帰ることができず、家族等から独立する意思が固い場合などは、福祉事務所などの所管の保護・援護機関への連絡を行い、必要に応じて当該機関の意見を求めつつ、支援すべき対象者であると判断された場合において、「安定した住居を有せず」に該当するものとする。
- ④ 一方、住居のあてもなく無計画に家出をした者の場合、本人から事情をよく聴取し、人権問題や家族関係などにも十分配慮しつつ、支援すべき対象者であるかどうかという観点から個別に判断するものとする。
- ⑤ 本人が居住のための利用できる居住施設があるものの、長距離通勤等であるためにそれを利用しがたく利用していない場合等は、「安定した住居を有せず」に該当しない。

(b) 「終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし」の判断

- ① 「終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし」とは、終夜営業等のインターネットカフェ、漫画喫茶、ファーストフード店、サウナ、カプセルホテル等の、住民登録の対象とならない、居住施設以外の施設を主として起居の場所とすることを常態としていることをいう。

ただし、このうち次の場合を除く。

- (ア) 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とすることを

常態としている場合(ホームレス)

(イ) 福祉・医療・更生などのための宿所提供サービスを含む施設に入所している場合(福祉施設等入所者)

② 宿泊施設において寝泊まりすることを常態とする者については、住居喪失不安定就労者の特性が、住民登録ができず履歴書に住所を書けないために就職活動が困難な状態になっている点にあるということに鑑み、住民登録ができない宿泊施設に寝泊まりする者については「終夜営業等のインターネットカフェ等の施設を主として起居の場所とし」に該当するものとする。

(c) 「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」の判断

① 「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」とは次のいずれかの状態にあることをいう。

(ア) 日雇労働や日雇派遣労働をはじめとする非正規雇用に従事することを常態としていること。

(イ) 現に仕事がない状態又は雇用関係以外の就業に従事しているが、雇用関係による就職の意思と能力を持っていること。

② 雇用関係以外の就業を希望している状態、ないしは就職の意思と能力がない状態は、「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」に該当しない。

③ 既に安定就労を実現している状態については「不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している」に該当しない。住居喪失不安定就労者に対する就労機会確保対策は、より安定的な就労機会を得られるように支援することが目的であることから、既に安定就労を実現している者については支援の対象外となる。つまり、就労に問題がなく住居喪失状況の解決のみが問題である場合は、雇用政策の対象とすることになじまず、別途福祉政策や住宅政策によって取り扱われるべきものと考えられる。

(d) なお、1(3)に掲げる「安定就労へ向けた求職活動を行う者」は、同時に、1(1)に掲げる日雇労働者である場合もありうるが、その場合どちらの類型として位置づけても差し支えないものの、概ね、インターネットカフェ等(簡易宿所を除く。)に寝泊まりすることを常態とする者は前者とし、簡易宿所に寝泊まりすることを常態とする者は後者とするものとする。

(4) その他

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために無料又は低額料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業に係る施設(無料低額宿泊所)に入居する者のうち、入居前の状態が日雇労働者、ホームレス又は住居喪失不安定就労者のいずれかに該当する者で当該講習を受講することが適当であると安定所又は地方運輸局長が認めるものについても、講習の対象とすることができる。

なお、無料低額宿泊所入居者については、生活保護を受け、生活保護受給者としての支援を受けている場合があるので、福祉事務所等と協議の上で、講習の対象とする。

## 2 講習の科目

講習の科目については、講習の受講を通じて知識や技能の習得、向上等により、上記対象者の就業機会を増大させ、常用雇用等の安定した雇用への移行が期待できるものとする。また、受講者に安定した雇用への動機付けを行うため、就業意欲の喚起や、職業意識の啓発を図るガイダンスを行うなどカリキュラムの編成に配慮すること。

事業計画には、対象者となるホームレスや日雇労働者の高齢化が進展し、建設業等での就労が困難となってきたことを踏まえ、サービス産業系の講習科目（受講計画数）を少なくとも講習受講者目標数の2割以上含めること。

なお、18のニーズ調査の結果等を踏まえて、より効果的な講習を実施するために必要な場合は契約額の範囲内において、講習科目や実施件数を事業計画から変更することができる。（これにより目標数を超えることも差し支えない。）

その際は、事前に厚生労働省に協議し承諾を得なければならない。

（具体的な講習の内容（例示））

フォークリフト、車輛系建設機械、玉掛、クレーン、高所作業車、大型自動車、大型特殊自動車、溶接、○ビルクリーニング、○ハウスクリーニング、○ベッドメイキング、○介護、○パソコン講習、○警備 等

注) ○印のものがサービス産業系の例

## 3 講習期間

講習期間は、6か月以内とする。

ただし、習得する知識・技能の内容、講習実施施設等の事情により講習の受講が特定の曜日に限られる等、特別の事情がある場合は、1年を限度として実施することができる。なお、ホームレスを対象とする講習の期間については、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等と事前に十分な調整を行ったうえで実施すること。

## 4 事業の実施地域及び講習受講者目標数

事業番号	地域	対象者	講習受講者目標数 (延べ人数)
1	東京都内	日雇労働者	40人
2	東京都内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者	530人
3	神奈川県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	140人
4	愛知県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	90人
5	大阪府内	日雇労働者	410人
6	大阪府内	ホームレス及び住居喪失不安定就労者	110人

7	福岡県内	日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者	200人
---	------	-------------------------	------

## 5 講習実施施設

講習実施施設については、受講対象者が講習を受講するにあたって必要な最低限の条件を備えている施設である限り、特段の制約を設けるところではないが、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条に規定する大型自動車免許、大型特殊自動車免許及び牽引免許取得等に係る講習については、当該施設が道路交通法第99条の規定に基づき指定自動車教習所として公安委員会の指定を受けているものであることを要する。

## 6 講習科目の選定に当たっての調整

講習科目の選定に当たっては、事前に次の安定所と調整するものとする。

### (1) 日雇労働者のみを対象とする受託者の場合

受講者となりうる日雇労働者の大半が求職登録をし、それらに対して日雇職業紹介を行う安定所などから、労働局が指定する安定所

### (2) (1)以外の受託者の場合

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの所在地を管轄する安定所のうち労働局が指定する安定所

## 7 事前調整

受託者は上記6の担当安定所及び関係機関（生活困窮者・ホームレス自立支援センター、ホームレス就業支援事業の受託団体等）との間で、事前に事業の流れ、連携方法、受講者の選定基準等について調整することとする。

## 8 事業の周知

受託者は、講習の科目、日時、受付手続き等に関し、次によって対象者に対して積極的に周知を図ることとする。

### (1) 日雇労働者

- ・日雇労働者が集中する地区内の日雇労働者に対する各種支援施設等における掲示など

### (2) ホームレス

- ・生活困窮者・ホームレス自立支援センター等における掲示
- ・生活困窮者・ホームレス自立支援センター等で職業相談を行う就職支援ナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）の協力による対象者に対する個別勧奨など

### (3) 住居喪失不安定就労者

- ・住居喪失不安定就労者が多く利用するインターネットカフェ等における掲示
- ・インターネットや携帯電話上の関係サイト上における掲示
- ・安定所に配置されて職業相談を行うナビゲーターなどの協力による対象者に対する個別勧奨など

## 9 受講申込と受講あっせんの受付

- (1) 講習を受講しようとする者は、「日雇労働者等技能講習受講申込書」(様式第1号。以下「受講申込書」という。)によって、受託者宛てに受講申込みを行う。
- (2) 受託者は、受講申込みの受付に当たっては、本人との面談を行った上で、技能講習の実施がその者の就業機会を増大させ、常用雇用等の安定した雇用への移行につながるかどうかを、その者の年齢、就労経験、労働能力、周辺の労働市場等を勘案して判断した上で受講させるものとし、徒に講習の受講が目的となってしまうことのないように配慮すること。特に、ナビゲーターのフォローアップを希望しない者については、安定雇用への意欲に欠けるものと推測されることから、受講させないこと。  
また、複数科目の受講を希望する者については、ナビゲーターのフォローアップを受けていることが条件であるとともに、追加科目を受講することで常用雇用求人に応募ができ常用雇用への移行が見込めるか否かという観点から、より慎重に必要性を判断すること。  
(注) 受託者が、技能講習受講者に対し、常用雇用移行に向けた職業相談等を継続的に実施する場合には、ナビゲーターのフォローアップを受けているものとして取り扱ってよいこととする。
- (3) 6に示す安定所の長(以下「安定所長」という。)は、講習を受講することが適当であると判断される求職者であって、本人が受講を希望するものについて、受託者に対して受講あっせんを行うことができる。この場合、受講あっせんを行う安定所名を付記した「受講申込書」を、当該安定所長から受託者に対して送付することとする。
- (4) 受託者は、(1)の受講申込み又は(3)の受講あっせんを受け付ける。
- (5) 受託者は、講習の受講希望者が(1)の受講申込みを気軽に行うことができるような場所に受付窓口を置く。  
なお、ホームレスを対象とする講習については、対象者が生活困窮者・ホームレス自立支援センター等の入所者に限定されるため、特に受付窓口を設ける必要はない。

## 10 受講対象者の決定

- (1) 受託者は、受講申込者が、1(1)~(4)に該当することを確認し、受講可能者数の枠内で受講候補者を選定する。
- (2) 受講申込者が受講可能者数の枠を超える場合においては、7に規定する事前調整の中で決められた受講候補者選定基準に従って受講候補者を選定する。
- (3) 受託者は、選定された受講候補者の受講対象者としての認定を、受講申込書の写し(2科目目以降の受講を希望している場合にはその旨を明記のこと。)を添えて6の担当安定所長に対して求める。担当安定所がこれに基づいて認定した者が受講対象者となる。  
なお、受託者は、選考した受講候補者が船員となることを希望し、地方運輸局に求職申込みをしていることを把握した場合には、当該地方運輸局の長に対して、受講候

補者の受講対象者としての認定を、受講申込書の写しを添えて求める。当該地方運輸局がこれに基づいて認定した者が受講対象者となる。

## 11 講習実施施設との講習契約

### (1) 講習契約の締結

受託者は、自ら講習を行わない場合においては、講習実施施設と「日雇労働者等技能講習事業講習契約書」(様式第2号)により講習契約を締結する。

なお、講習実施施設の体制等により、包括的な講習契約を締結することが困難な場合においては、講習申込、受講の決定、受講修了の確認、講習費用の支払等の一連の手続きを受託者が管理することができる体制を準備の上、講習契約を締結せずに講習を受講させることについて、厚生労働省と協議すること。

### (2) 講習契約の変更又は解除

① 受託者は、講習実施施設との講習契約内容を変更又は解除する必要が生じたときは、「日雇労働者等技能講習事業講習契約変更・解除通知書」(様式第3号)により、その旨を講習実施施設に通知するものとする。

② 講習実施施設は、受託者との講習契約内容を変更又は解除する必要が生じたときは、「日雇労働者等技能講習事業講習契約変更・解除通知書」(様式第3号)により、その旨を受託者に通知するものとする。

### (3) 講習費用

① 受託者が講習実施施設に対して支払う講習費等の費用(以下「講習費用」という。)については、講習を受講する者(以下「受講者」という。)一人につき、当該講習実施施設の学則その他の規則(以下「学則等」という。)において当該講習に係る受講者が負担すべきこととされている入学金(以下「入学金」という。)及び受講料(教材費や講習修了後に行う試験費用等含む。以下同じ。)の合計額に相当する額とする。

受講者が受講期間終了日前に、講習の受講を中止したこと等の理由により、当該講習を修了するに至らなかった場合には、当該受講者に係る講習費用の額は、上記に関わらず次の(㍑)及び(㍒)に掲げる額の合計額とする。

(㍑) 入学金に相当する額

(㍒) 当該受講者が現に当該講習を受講した期間分の受講料に相当する額

ただし、受講料が月その他の特定の期間に応じて定められており、かつ、学則等において受講日数に応じて減額することができない旨が定められている場合であつて、期間の途中で当該受講者が講習を修了するに至らないときは、当該期間分の受講料は減額しないものとする。

② 講習実施施設は、①の講習費用の請求に当たっては、「日雇労働者等技能講習費用請求書」(様式第4号)により行うものとする。

## 12 受講決定通知

受託者は、10の規定により担当安定所又は地方運輸局の長の認定を受けた者に対して、「日雇労働者等技能講習決定通知書」(様式第5号)により受講認定を通知するものとする。

### 13 受講者の通知

受託者は、講習実施施設に対して、講習実施日の前日までに「日雇労働者等技能講習受講生通知書」(様式第6号)により受講者の氏名等を通知するものとする。

### 14 受講に当たっての補助

受託者は受講者の受講を円滑に行うため、交通費等の実費相当額を必要に応じて支給すること。支給は実情に応じ適宜の方法で行うこと。

### 15 受講者アンケートの実施

技能講習受講修了者に対して、受講修了時に様式第7号のアンケートを実施し、その結果を対象者別に様式第8号にまとめ、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室(以下「就労支援室」という。)まで報告すること。

報告は四半期ごととし、各四半期終了後20日以内(第4・四半期分は令和3年3月31日まで)にメールで就労支援室あてに報告すること。

### 16 受講後のフォローアップへの協力

受託者は、安定所に配置したナビゲーターが実施する、受講修了者全員に対するフォローアップに対して協力を行うこと。具体的には以下のとおり。

#### (1) 安定所の周知について

技能講習を受講する日雇労働者は、長期間不安定就労の状況にあり、すぐに常用雇用に就くことが困難な者が多く、技能講習受講修了後には本人と接触することが困難な場合もある。

このことから、受講申込時や受講に当たっての留意事項説明時等に、安定所の所在地や主なサービス内容について周知すること。周知に当たっては安定所から必要な情報や利用案内等の提供を受けること。

#### (2) ナビゲーターの巡回による職業相談等への協力について

ナビゲーターが職業相談、面接会、セミナー、安定所の利用勧奨等のフォローアップを実施するに当たり、技能講習修了後には本人と接触することが困難な場合もあることを踏まえ、技能講習受講中から職業相談を開始することにより、安定所の継続的な利用や早期再就職に結びつけていく必要がある。このため、受託者は、講習に係るスケジュール、実施会場、受講人数等、必要な情報を提供するとともに、講習実施会場における相談スペースの確保等、講習実施機関との調整、事前に受講者のニーズを把握する等必要な措置を講ずるとともに、こうした取組がより効果的なものとなるよう適宜ケース会議を開催するなど安定所との連携を図ること。

#### (3) 受講後のナビゲーターによるフォローアップへの協力について

受講後のナビゲーターによるフォローアップについては、原則的に未就職者全員

に行うこととしているので、受講修了者が安定所に求職登録を行うよう誘導すること。

## 17 就職率・就業率の把握

### (1) ホームレス・住居喪失不安定就労者の就職率について

#### ① 受講修了者の就職率について

技能講習事業受講修了者のうち当該年度中に 1 か月以上の期間を定めて雇用された者の割合（以下「就職率」という。）とする。

#### ② 就職率の把握について

就職率の把握の方法及びその報告については以下のとおりとする。

#### (a) 受託者は、毎月、様式第 9 号に当該月までに技能講習を修了した者の名簿（以下「修了者名簿」という。）を作成し、修了者名簿を安定所に提出する。

修了者名簿は、毎月、前月までの修了者名簿に当該月に技能講習を修了した者を追加して作成する。

#### (b) 修了者名簿の提出を受けた安定所は、修了者名簿を基に、受託者や生活困窮者・ホームレス自立支援センター等の協力を得て、各修了者の就職状況を把握し、修了者名簿の就職状況記載欄に就職状況を記載の上、修了者名簿を受託者に返送する。

#### (c) 安定所から修了者名簿の返送を受けた受託者は、返送された修了者名簿の就職状況記載欄を基に、当該月の就職者数を把握すること。

#### (d) 修了者名簿の安定所への提出期限及び提出方法等については、受託者と安定所又は労働局間で連絡調整の上決定すること。

#### (e) 修了者名簿の様式及び各項目については、各地域の実情に応じて、変更して差し支えない。

### (2) 日雇労働者の就業率について

#### ① 受講修了者の就業率について

技能講習事業受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から 3 か月間に月 13 日以上就業した日が 2 月以上ある日雇労働者の割合（以下「就業率」という。）とする。

#### ② 就業率の把握について

受託者は、当該年度の技能講習を修了した者（以下「修了者」という）に対し、講習修了時に、様式第 10 号を配布し、講習修了日以降 3 か月間に就業した日数を封書等により返信させ、その就業の状況を確認する。

修了者に返信を依頼するに当たっては、講習修了者の就業率の把握は本事業の円滑な運営に非常に重要であることについて十分に理解を求めることにより返信を促すとともに、以下の方法も併用しながらより一層の就業率把握に努めること。

なお、郵便物の送付や電話を行うことについて修了者本人に説明しておくこと。

- ・ 携帯電話等を所持する修了者については、電話により返信期日が近づいたことを知らせる（リマインドする）とともに、様式第 10 号の返信が無い場合は、電話による就業状況の確認を行うこと。
- ・ 同じ簡易宿所（ドヤ）に継続して宿泊する等、定まった所在地がある修了者については、ハガキを送付することによりリマインドするとともに、様式第 10 号の返信が無い場合は、返信ハガキ等による就業状況の確認を行うこと。
- ・ 受託者が運営する就業支援窓口等で直接接可能な場合は、聞き取りによる確認を行うこと。

### ③ 代替措置

日雇労働者の所在を把握しており、電話等により調査が実施可能な場合及び既存の調査様式の変更により調査の実施が可能な場合等、より適確に就業状況を把握する方法がある場合には様式第 10 号の代替として差し支えない。

## (3) 厚生労働省への報告について

- ① (1)(2)により把握した就職者数、就業者数を講習科目ごとに整理し、様式第 11 号に記載すること。
- ② 報告は四半期ごととし、各四半期終了後 20 日以内（第 4・四半期分は令和 4 年 3 月 31 日まで）にメールで就労支援室宛てに報告すること。なお、日雇労働者の就業状況については令和 3 年 11 月までの受講修了者の就業状況を第 4・四半期分の報告に記載すること。
- ③ 募集人数に対する充足率が 50%を下回っている講習、就職・就業率が 20%を下回っている講習については、半期ごとにその要因分析を行うこと。分析結果は様式第 12 号にとりまとめ、上半期分は令和 4 年 1 月 17 日まで、年度合計分は令和 4 年 3 月 31 日までに就労支援室宛てにメールで提出すること。

## 18 事業主等のニーズの把握

翌年度以降の事業の実施に当たっての参考とするため、事業主の人材ニーズ、労働者のニーズを調査し、様式第 13 号、様式第 14 号にとりまとめること。

実施方法は定めないのでアンケート、聞き取り調査など適宜の方法で実施すること。

事業所調査は最低 50 事業所、労働者調査は最低 100 人を目安に実施すること。ただし、事業番号 1（地域：東京都内、対象者：日雇労働者）における労働者調査の最低人数については、就労支援室と受託者とで協議の上、100 人を下回る人数で設定する。

上半期中に実施し、令和 3 年 10 月 16 日までに就労支援室宛てにメールで提出すること。

## 19 その他

(1) 問題発生時の連絡体制

個人情報等の漏えい及び事業実施計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(事業担当部局) 職業安定局雇用開発課就労支援室就労支援係

電話番号 03-5253-1111 (内線 5726)

(契約担当部局) 職業安定局雇用保険課 電話番号 03-5253-1111 (内線 5754)

(2) 事業実施に当たっての注意事項

国の委託を受けて実施する事業であることをふまえ、公益性を担保するとともに、別紙6の関係行政庁等(生活困窮者・ホームレス自立支援センター、安定所、ホームレス就業支援事業協議会等)との間で、必要な連携をはかること。なお、別紙6に記載された関係行政庁等の他にも必要に応じて関係機関と連携をはかること。

日雇労働者等技能講習受講申込書

令和 年 月 日

殿

住所又は居所

電話番号

(ふりがな)

氏 名

生年月日 昭 年 月 日 才 性別  
平

① 受講希望科目	
② 受講希望時期	
③ そ の 他 (緊急の連絡先、身体の状況等、受講に際して特に留意して欲しいことなど)	

(安定所等記入欄)

日雇労働者等技能講習事業講習契約書

日雇労働者等技能講習事業の実施については、〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間で次のとおり契約する。

(契約の目的)

第1条 甲は、日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者に知識や技能を習得若しくは向上させるための技能講習(以下「技能講習」という。)を乙に委託するものとする。

(講習科目)

第2条 講習科目は、別紙のとおりとする。

(講習費用)

第3条 甲は、講習の実施に係る費用(以下「講習費用」という。)を乙に対し支払うものとし、その単価(以下「講習単価」という。)は、別紙のとおりとする。

(契約の期間)

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(講習実施期間)

第5条 技能講習の実施期間については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(受講生の通知)

第7条 甲は、第5条の期間が決定した後、講習開始日の前日までに乙に対し、技能講習の受講予定者(以下「受講予定者」という。)の氏名等を通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により通知した受講予定者について変更する必要があるときは、書面をもって協議するものとする。

(受講状況の報告)

第8条 乙は各実施期間ごとに技能講習完了後、甲に対し書面をもって受講実施状況について報告するものとする。

(受講の確認)

第9条 甲は、前条の受講実施状況報告を受理したときは、その報告の内容について確認を行うものとする。

2 甲は、前項の確認を行い適正と認めるときは、その旨乙に通知するものとする。

(講習費用の支払)

第10条 乙は甲から前条第2項に定める通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に講習費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に講習費用を乙に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、技能講習の実施について他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(講習業務の調査等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し当該業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(契約の変更等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面をもって乙に通知することにより、この契約の変更又は解除を行うことができる。

- 一 乙が契約の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 二 乙が正当な理由なくして履行しないとき
- 三 契約締結後、事情等の変更により現状では技能講習の実施が困難となったとき

2 乙は、特別の事情等により契約を変更又は解除しようとするときは、甲に対して書面をもって協議するものとする。

(変更契約の締結)

第14条 前条の規定により、この契約を変更する必要があるときは、変更契約を締結するものとする。

(講習費用の返還)

第15条 甲は、第13条に定める内容に該当し、第3条に定める講習費用を既に交付している場合は、費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

(損害のために必要とする経費の負担)

第16条 乙の責めに帰すべき事由により、受講者に与えた損害のために必要となった経費は乙が負担するものとする。ただし受講者が乙に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第17条 乙は、本事業に関して知り得た秘密を甲の承諾なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記契約の証として、この契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各々1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地  
名称  
代表者氏名 印

乙 所在地  
名称  
代表者氏名 印

別紙

講習科目	講習単価	内訳			
		入学金	受講料	教材費	その他

註 講習科目〇〇〇〇を当該受講者が講習を修了するに至らなかったときの講習単価は、甲⇔乙協議のうえ、これを定めるものとする。

日雇労働者等技能講習事業講習契約変更・解除通知書

令和 年 月 日

殿

日雇労働者等技能講習事業の講習契約内容を下記により（変更・解除）の必要が生じたので通知します。

記

1 （変更・解除）理由

2 （変更・解除）年月日 令和 年 月 日

3 （変更・解除）事項

日雇労働者等技能講習費用請求書

殿

① 請求額	円
② 人員	名
③ 内訳書枚数	枚

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

日雇労働者等技能講習決定通知書

令和 年 月 日付けをもって申込がありました日雇労働者等技能講習は、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

令和 年 月 日

殿

( 受 託 者 名 )

記

- 今回、受講できることとなりました。詳細については、次の①～⑥のとおりです。
- 残念ながら、御遠慮いただくこととなりました。

① 講習施設等の名称	
② 所在地	
③ 受講科目	
④ 講習実施場所	
⑤ 受講期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
⑥ 注意事項	

日雇労働者等技能講習受講生通知書

殿

( 受 託 者 名 )

令和 年 月 日付けをもって締結した、日雇労働者技能講習事業講習契約書第7条に従い下記のとおり通知します。

記

講習科目 受講人員 名

講習期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

No.	受講生氏名	年 齢	性別	備 考

## 技能講習修了者アンケート

このアンケートは、今後の技能講習に役立てるため、今回受講された講習について、お聞きするものです。ご協力をお願いいたします。

○ 氏名

○ 今回の受講科目名 ( 年 月受講)

問1 今回受講した講習は、今後、日々の仕事に就く場合や就職活動を行う上で必要となる能力(技能)の向上に役立ちましたか。

- ア 役に立った。
- イ 役に立たなかった。
- ウ 分からない。

問2 問1で「役に立たなかった」と回答された方にお聞きします。

技能講習が役に立たなかったと思う理由は何ですか。

○ 理由をご記入ください。

[ ]

問3 その他、技能講習への要望などありましたら自由にご記入ください。

[ ]

ご協力ありがとうございました。

このアンケートは、今後の技能講習の参考とする目的のみに使用し、ご本人様の同意なしに第三者に提供することはありません。

## 技能講習受講修了者に対するアンケート(受講終了時)

令和 年度第 四半期分  
(受託団体名)

## 1 回答別

		前期までの累計(人)	第○四半期分(人)	累計(人)	割合(%)
受講修了者数					100.0%
問 1 の 回 答	ア 役に立った。				
	イ 役に立たなかった。				
	ウ 分からない。				
	エ 無回答				

## 2 講習科目別

(単位:人)

科目名	受講修了者数	問1の回答			
		ア 役に立った。	イ 役に立たなかった。	ウ 分からない。	エ無回答
合計	0	0	0	0	0

## 3 問2 イ. 役に立たなかった理由

科目名	役に立たなかった理由(主なものを記載すること、複数の記載も可)

※ 理由欄については、すべての回答を記載する必要はありません。



日雇労働者等技能講習修了者の  
就職状況に関する調査票

この度は日雇技能講習を受講いただきありがとうございました。今後の事業運営の参考とするため、以下の内容についてご回答いただき、 月 日までにご返送をお願いします。

氏 名	
-----	--

今回の 受講科目	
-------------	--

- 受講修了後、 月～ 月末までに働いた日数を下記の各欄に記入してください。

月	月	月
日	日	日

ご協力ありがとうございました。



## 充足率、就職・就業率が低い講習に関する要因分析

団体名:

令和〇〇年度第〇半期報告

講習科目	充足率	就職・就業率	要因分析
〇〇〇〇(講習科目名)			

・充足率50%未満、就職・就業率20%未満の講習を様式第11号から抜粋して記載すること。

・2科目目以降の受講者の存在が原因で就職・就業率が20%を下回った場合には「要因分析」欄にその旨記載すること。ただし、充足率も低調である場合には、その原因を記載すること。





別紙 1 ② 技術提案書記載様式

評価項目	技術提案書記載事項	左記事項の詳細	参考：技術審査委員 評価のポイント
1 事業の実施体制			
(1)	業務実施の基本方針の適格性	① 事業を実施することで目指す成果目標（どういった成果を出すことで事業が成功であると考えているか。）	本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。
(2)	組織としての業務遂行能力	① 入札参加者の法人格等種別と設立根拠（定款、規約等及び団体概要等を別途添付すること。） ② 入札参加者の内部組織図 ③ 入札参加者の行う主な事業の内容 ④ 個人情報漏洩防止措置及び情報セキュリティの実施方策 ⑤ 区分経理の実施方法	事業を受託する事業者が、事業を円滑に遂行することのできる信頼性の高い体制を有しているかどうか。

		⑥ その他特記すべき事項		
(3)	講習の実施体制	① 担当者の人数		講習の実施体制が、講習希望者のニーズに的確に対応しつつ、講習を円滑に実施できるようなものとなっているか。
		② 担当者各人の職務分担とその考え方 (専任・兼任の別、常勤・非常勤の別、主な経歴を参考資料として別途添付)		
		③ 担当事務所・窓口の設置場所とその場所に設置する理由 (レイアウト等状況が分かるものを別途添付)		
		④ その他特記すべき事項		
(4)	講習の設定における必須事項	① サービス産業系の科目の設定状況	<p><b>【別添資料○参照】</b></p> <p>注1) 別添資料として、計画講習科目一覧を作成し、そのうちサービス産業系科目として設定した科目に○印等を付すこと。</p> <p>注2) 計画講習科目一覧には、科目ごとの受講計画人数、講習回数、講習実施期間、講習実施場所を記載したものとし、2(1)③の項目を兼ねたものとする。</p>	サービス産業系の講習科目(受講計画数)を講習受講者目標数の2割以上企画しているか。

2 事業の計画				
(1)	実施予定の講習の内容	① 入札参加者が把握している、「対象者」の講習に対するニーズの内容とそのニーズを踏まえた講習科目	【別添資料○参照】	<p>予定する講習の内容が、講習希望者のニーズ、地域の人材ニーズに的確に対応したものであるとともに、さらに幅広い分野に展開しようとしているか。</p>
		② 入札参加者が把握している、地域における人材ニーズの内容とそのニーズを踏まえた講習科目		
		③ その講習の規模（受講計画人数、講習回数）、講習実施機関、講習実施場所（科目ごと）		
		④ 新たに開拓する予定の講習科目とその理由		
		⑤ その他特記すべき事項		
(2)	講習の実施方法	① 受講希望者の募集の方法、場所、頻度	講習希望者に対して受講を働きかけ、受	

		② 受講希望者に対する 相談の方法、場所、頻度・ 時間		講希望を受け付け、 受講を実施し、それ をフォローするに至 るまでの講習の実施 プロセスが、講習希 望者のニーズと利便 性に配慮したもの なっているととも に、円滑かつ効果的 なものとなっている か。
		③ 受講希望者からの受 講の受付の方法、場所、 頻度・時間		
		④ 受講希望者を受講さ せるまでの手続きの内 容		
		⑤ その他講習を円滑に 実施するための独自の 工夫		
		⑥ 講習実施に当たって 連携を行う他の団体・機 関（講習実施機関を除 く）の名称		
		⑦ その他特記すべき事 項		
(3)	講習修了 後の就	① 受講者に対する講習 受講中または講習受講 後のフォローの方法		講習受講者の就職・ 就業の実現可能性を 見極めた講習の受講

	職・就業 実現方法	② 講習科目の分野ごと に想定している就職 先・就業先、職種、雇 用形態		決定を行うものとな っているか。また、 受講修了後にハロー ワークの職業相談・ 職業紹介の支援を確 実に受けられるため の方策を講じること としているか。
		③ 講習修了者の就職 率・就業率を60%以上 とする方策		
		④ 講習修了者に2科目 以降を受講させる場合 の判断基準と2科目目 以降を受講させる想定 講習科目		
		⑤ その他特記すべき事 項		
3 過去の事業実績等				
(1)	入札参加 者が国又 は地方公 共団体等 から受託	① 受託事業名、事業内 容、委託者、受託年度		事業を受託する事業 者が、国又は地方公 共団体等から「対象 者」に係る支援事業 を受託し、成果をあ
		② 受託事業において支 援した「対象者」の数と その成果		

	した「対象者」に係る支援事業の実績	③ その他特記すべき事項		げた実績があるかどうか。
(2)	入札参加者が令和2年度現在実施する、又は過去（平成28年度～令和元年度）に実施した「対象者」に係る支援事業の実績（入札参加者が自主事業として実施	① 「対象者」に対する支援事業の内容、規模、頻度、実施開始年度及びその成果 ② 支援業務を行う拠点の状況 ③ 支援業務の対象となる「対象者」の地域的範囲 ④ その他特記すべき事項		事業を受託する事業者が、本事業を実施しようとする地域において、「対象者」に係る支援事業を実施し、成果をあげた実績があるかどうか。

	したものであり、(1)を除く。)			
(3)	入札参加者の労働問題への取組状況	① 対象者（日雇・ホームレス・住居喪失者）が抱えている労働に係る問題が何であると捉え、解決のための取組を何であると考えているか。 注) 事業者自身が実施できるか否かを問わず、事業者としての問題意識を記載する。		事業を受託する事業者自身が、労働問題に対する理解をもって必要な取組を行っているか。
		② 現在の労働・雇用環境における課題がなんであると考えているか。		
		③ 上記①及び②を踏まえて取り組んでいる内容		

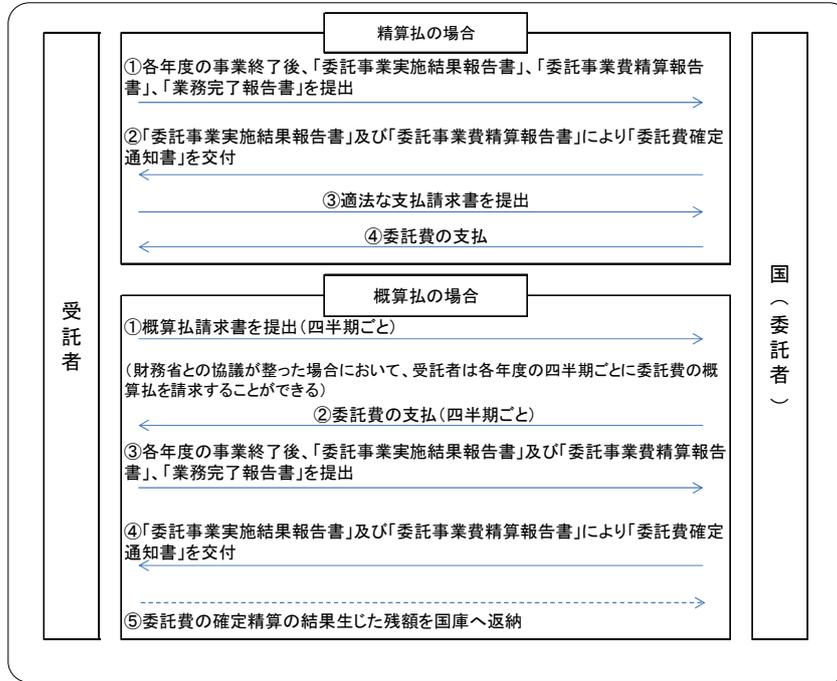
		④ その他特記すべき事項		
--	--	--------------	--	--

## 別紙 2① 危険負担表

種類	内容	負担者	
		厚生労働省	受託者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
税制度の変更	業務遂行を妨げる税制度の大幅な変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治的理由による事業の変更	政治、行政的理由から、業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の大幅な変更を余儀なくされた場合の経費	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他国の責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業の履行不能	○	○
書類の誤り	仕様書等国が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	受託者が提出した書類の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（国→受託者）によって生じたもの	○	
	経費の支払遅延（受託者→第三者）によって生じたもの		○
第三者への賠償	受託者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
情報漏洩等	受託者として注意義務を怠ったことによる情報漏洩及び犯罪発生		○
事業終了時の費用	業務委託期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の徴収費用（厚生労働省の都合によるものは除く。）		○
上記以外のもの		事案による	

## 別紙2② 委託費の支払いについて

### ○委託費支払までの流れ



### ○委託費の確定額の考え方

【例】

経費区分	契約額	事例①		事例②	
		実支出額 (=確定額)	実支出額	実支出額	確定額
人件費	1,000	900	1,100	1,000	
管理費(人件費を除く)	1,000	900	900	900	
事業費	2,000	1,900	2,200	2,100	※管理費の残額100を流用
消費税	400	370	420	400	
合計	4,400	4,070	4,620	4,400	

- ・ 経費区分ごとに、契約額>実支出額の場合は契約額、契約額<実支出額の場合は実支出額を確定額とする。
- ・ 人件費及び消費税を除く経費区分ごとにいずれか少ない額の20%を超えない範囲で流用を認める。
- ・ 契約額を超えた実支出額は受託者の持ち出しとなる。

### ○実施要綱で使用している用語の定義

用語	説明
委託費の確定額	当該年度の委託事業に要した金額として国が確定した額(委託費確定通知書の額)をいう。基本的には委託事業に要した経費の実支出額が確定額になり、契約額を超えた場合は契約額が確定額となる。
委託事業に要した経費の実支出額	委託事業に要した経費として国が適正であると認めた額をいう。例えば、委託事業に要した経費が100であるとして受託者から報告があっても、検査の結果、委託事業に必要な経費が「5」含まれている場合、実支出額は「95」となる。(委託事業に必要な経費「5」については受託者の持ち出しとなる) なお、委託事業に要する経費は以下のとおり。以下に記載する経費のうち、人件費は表2に記載する上限額の範囲内において、その他の経費は検査の結果、国が適正と認めた金額をもって確定額とする。 <b>①人件費: 本委託事業に従事する者に係る給与、諸手当、社会保険料等</b> 委託事業以外の業務と兼務する場合は、従事する日数・時間、業務量等により適切に按分し、委託事業に従事する分のみを委託事業に要した経費として認める。 <b>②管理費: 人件費を除く管理費。具体的には次のとおり。</b> 旅費(関係機関との打ち合わせ等に係る交通費)、事務所借料、光熱水費、通信連絡費(電話、FAX、郵送料)、パソコン・プリンタ等リース料、消耗品費(事務用品、事務所で使用する日用品等)、健康診断費(職員健康診断に係る経費)、その他の諸経費(振込手数料等) ※同一の事務所で委託事業以外の業務も行っている場合などの事務所借料、光熱水費等については、従事する職員の数や面積により適切に按分し、委託事業に係る分のみを委託事業に要した経費として認める。 <b>③事業費: 講習実施に係る経費。具体的には次のとおり。</b> 講習受講費(受講料、教材費等)、受講補助費(必要に応じた交通費、昼食代、作業服代等)、広報費(案内パンフレット、ポスター)、損害保険料
委託費の支払の限度額	契約書に記載した金額をいう。基本的には入札書の金額と同額である。

### 別紙3 日雇労働者等技能講習事業に係る評価基準及び採点表

標記については、下記のとおりとする。

評価項目	評価のポイント	必須	委員1人の評価点		
			採点等	比重	評価点
1 事業の実施体制					/25
(1)	業務実施の基本方針の適格性	●	合・否	—	/10
(2)	組織としての業務遂行能力	●	合・否	—	/5
(3)	講習の実施体制	●	合・否	—	/5
(4)	講習の設定における必須事項	●	合・否	—	/5
2 事業の計画					/45
(1)	実施予定の講習の内容		0・1・2・3・4・5	4	/15
(2)	講習の実施方法		0・1・2・3・4・5	3	/15

(3)	講習修了後の就職・就業実現方法	講習受講者の就職・就業の実現可能性を見極めた講習の受講決定を行うものとなっているか。また、受講修了後にハローワークの職業相談・職業紹介の支援を確実に受けられるための方策を講じているか。	0・1・2・3・4・5	3	/15
3 過去の事業実績等					/25
(1)	事業者が国又は地方公共団体等から受託した「対象者」に係る支援事業の実績	事業を受託する事業者が、国又は地方公共団体等から「対象者」に係る支援事業を受託し、成果をあげた実績があるかどうか。	0・1・2・3・4・5	2	/10
(2)	事業者が令和元年度現在実施する、又は過去(27年度～30年度)に実施した「対象者」に係る支援事業の実績 ((1)を除く)	事業を受託する事業者が、本事業を実施しようとする地域において、「対象者」に係る支援事業を実施し、成果をあげた実績があるかどうか。	0・1・2・3・4・5	2	/10
(3)	事業者の労働問題への取組状況	事業を受託する事業者自身が、労働問題に対する理解をもって必要な取組を行っているか。	0・1・2・3・4・5	1	/5
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 例：プラチナえるぼし認定企業（配点5点）、プラチナくるみん認定企業（配点4点）、ユースエール認定企業（配点4点）の全てに該当する企業の場合、プラチナえるぼし認定企業の区分により5点の加点を行い、その他の認定分は加点しない。					/5

※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。					
(1)	女性の職業生活における活躍の場の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	①1 段階目 （認定基準 5 つのうち 1～2 つが○となっている）	0・2	1	/2
		②2 段階目 （認定基準 5 つのうち 3～4 つが○となっている）	0・3	1	/3
		③3 段階目 （認定基準 5 つ全てが○となっている）	0・4	1	/4
		④プラチナえるぼし	0・5	1	/5
		⑤行動計画を策定している。	0・1	1	/1
(2)	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	①くるみん（旧基準）の認定を受けている。 ※旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）（以下「省令」という。）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規程による経過措置による認定マークをいう。）	0・2	1	/2
		②くるみん（新基準）の認定を受けている。 ※新くるみんマーク（省令による改正後の認定基準に基づく認定マークをいう。）	0・3	1	/3
		③プラチナくるみんの認定を受けている。	0・4	1	/4
(3)	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98	ユースエールの認定を受けている。	0・4	1	/4

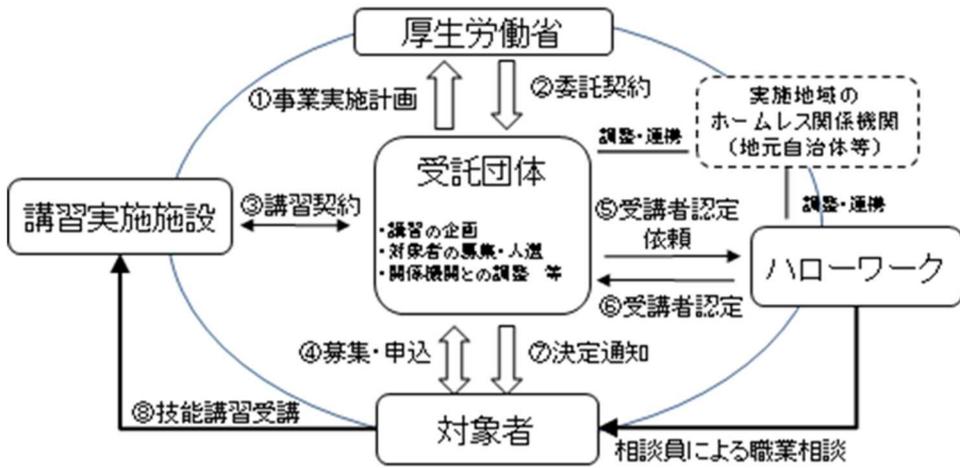
	号) に基づく認定 (ユーザー認定企業)				
合計(100点)					/100

別紙4 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：円)		
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	人件費	常勤職員	-	-	-
		非常勤職員	-	-	-
	物件費		-	-	-
	委託費等	委託費定額部分	147,852,368	139,295,281	128,749,463
		成功報酬	-	-	-
		旅費その他	-	-	-
計(a)			147,852,368	139,295,281	128,749,463
参考 値(b)	減価償却費		-	-	-
	退職給付費用		-	-	-
	間接部門費		-	-	-
(a) + (b)			147,852,368	139,295,281	128,749,463
【注記事項】					
・委託費の内容は6区分の合計であり、「東京都内（ホームレス・住居喪失不安定就労者）」区分を含まない。内訳等は別紙4-1「委託費の内訳」のとおり。					
・委託費の減少理由は、講習実施件数の減、人員の縮小などによるもの。					
2 従来の実施に要した人員			(単位：人)		
			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
東京都内（日雇労働者）					
	常勤		1	1	1
	非常勤		0	0	0
神奈川県内（日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者）					
	常勤		0	0	0
	非常勤		3	3	3
愛知県内（日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者）					
	常勤		1	1	1
	非常勤		2	2	2
大阪府内（日雇労働者）					
	常勤		0	0	0
	非常勤		6	6	6
大阪府内（ホームレス・住居喪失不安定就労者）					
	常勤		4	3	3
	非常勤		0	0	0

福岡県内（日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者）			
常勤	4	4	4
非常勤	1	1	1
（業務従事者に求められる知識・経験等） ○特になし			
（業務の繁閑の状況とその対応） ○特になし			
（注記事項） ・上記人数は委託事業における実人員である（年度途中の増減は含まない）。 ・人数の減少については予算の縮小に伴い、実績を踏まえて体制を見直しているもの。			
3 従来の実施における目標の達成程度			
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標	90%	90%	90%
成果実績	93.7%	96.2%	94.1%
受講者数	1,105 人	1,035 人	804 人
受講修了者数	886 人	910 人	767 人
・アンケートの実施方法等については実施要綱及び仕様書のとおり。 ・受講者数の内訳は別紙 4-2 のとおり。なお、「東京都内（ホームレス・住居喪失不安定就労者）」区分を含まない。			
4 従来の実施方法等			
（組織図）			
【監督】	就労支援室長		
	↓		
【監督】	補佐		
	↓		
【検査】	係長		

### 日雇労働者等技能講習事業の流れ



## 別紙４－１ 従来の実施状況に関する情報の開示、委託費の内訳

平成 29 年度

(単位：円)

	東京 1	神奈川	愛知	大阪 1	大阪 2	福岡
人件費	2,730,663	9,053,066	8,105,505	19,351,582	8,880,717	16,270,000
管理費	124,406	1,235,703	2,030,377	3,298,463	2,272,451	1,708,623
事業費	2,357,471	10,389,289	3,052,387	21,676,383	9,833,086	14,530,171
消費税	417,003	1,654,244	1,055,061	3,546,114	1,678,900	2,600,703
合計	5,629,543	22,332,302	14,243,330	47,872,542	22,665,154	35,109,497

平成 30 年度

(単位：円)

	東京 1	神奈川	愛知	大阪 1	大阪 2	福岡
人件費	2,808,437	9,109,689	8,119,034	19,552,487	8,244,000	16,250,000
管理費	2,527,694	9,867,637	3,132,784	19,874,833	5,943,540	13,834,767
事業費	172,701	1,143,494	1,928,106	3,251,600	1,926,617	1,506,363
消費税	206,705	1,609,665	1,054,393	3,414,313	1,289,132	2,527,290
合計	5,715,537	21,730,485	14,234,317	46,093,233	17,403,289	34,118,420

令和元年度

(単位：円)

	東京 1	神奈川	愛知	大阪 1	大阪 2	福岡
人件費	2,848,417	8,633,445	9,375,287	17,313,783	8,372,294	16,320,000
管理費	111,462	1,088,208	2,090,566	3,402,897	1,938,050	1,524,663
事業費	1,363,190	7,196,643	2,935,314	12,575,856	8,788,888	11,451,650
消費税	118,098	1,691,829	1,440,116	3,329,253	1,909,923	2,929,631
合計	4,441,167	18,610,125	15,841,283	36,621,789	21,009,155	32,225,944

※ 東京 1、大阪 1 は日雇労働者対象、大阪 2 はホームレス及び住居喪失不安定就労者対象、その他の地域は日雇労働者・ホームレス及び住居喪失不安定就労者対象、このほかホームレス及び住居喪失不安定就労者対象の区分として東京 2 が存在する

※ 「管理費」は人件費を除く管理費

別紙4-2 従来の実施における実績（実施科目）

区分	講習科目	受講者数			
		平成29年度	平成30年度	令和元	
東京都内	フォークリフト	5	5	3	
	玉掛	3	2	0	
	小型移動式クレーン	0	2	1	
	床上操作式クレーン	0	0	0	
	フルハーネス	0	0	1	
	車輛系建設機械(基礎工事用)	1	2	1	
	車輛系建設機械(解体用)	4	3	2	
	車輛系建設機械(整地・掘削用)	2	3	1	
	高所作業車	2	2	0	
	不整地運搬車	3	2	0	
	振動工具安全衛生教育	0	0	0	
	刈払機安全衛生教育	1	3	2	
	チェーンソー	0	0	0	
	電気取扱特別教育	1	2	0	
	足場の組み立て	2	0	0	
	締め固め用機械特別教育	2	1	0	
	巻上機(ウィンチ)特別教育	0	0	0	
	職長・安全衛生責任者教育	1	1	0	
	ボイラー技士	0	0	0	
	特化物・四アルキル鉛作業主任者講習	0	0	0	
	酸欠・硫化水素作業主任者	1	0	0	
	有機溶剤作業主任者	1	0	0	
	アーク溶接特別教育	0	1	0	
	ガス溶接	3	0	0	
	石綿使用特別教育	0	0	0	
	粉じん作業	0	0	0	
	除染等業務特別教育	0	0	0	
	丸のこ等取扱作業従事者	2	0	0	
	ダイオキシン類作業従事者教育	2	0	0	
	大型自動車	2	2	0	
	大型特殊自動車	2	3	1	
	普通自動車	0	0	1	
	2級小型船舶	0	0	3	
	パソコン基礎	3	0	0	
	パソコン応用	0	0	0	
	パソコン基礎+応用	0	0	0	
	介護体験講習	0	0	0	
	介護職員初任者研修	1	0	0	
	ビル清掃	0	0	0	
	研削といし	1	2	0	
	合計		45	36	16

区分	講習科目	受講者数			
		平成29年度	平成30年度	令和元	
神奈川県内	フォークリフト	61	55	43	
	玉掛	10	12	3	
	クレーン	0	0	0	
	移動式クレーン	0	0	0	
	小型移動式クレーン	5	5	1	
	床上操作式クレーン	2	2	1	
	クレーン・デリック運転士	3	1	0	
	車輛系建設機械(整地・掘削・解体)	0	0	0	
	車両系(整地・掘削)	5	8	4	
	車両系(解体)	4	4	3	
	高所作業車	2	2	1	
	足場組立等の業務	0	0	0	
	ショベルローダ	1	1	0	
	不整地運搬車	0	0	0	
	型枠支保工の組立	0	0	0	
	職長・安全衛生責任者教育	2	0	1	
	刈払機安全衛生教育	1	1	1	
	振動工具取扱	0	1	0	
	有機溶剤従事者	1	0	0	
	丸のこ等取扱	0	0	0	
	伐木(チェーンソー)	1	0	0	
	ローラーの運転	1	1	1	
	研削といし	1	1	0	
	電気取扱作業	0	2	0	
	酸欠危険作業	0	0	0	
	特定粉じん作業講習	0	0	0	
	ボイラー技士	2	3	1	
	アーク溶接特別教育	2	2	2	
	ガス溶接	3	3	2	
	乙種危険物取扱者取得講習	2	2	0	
	あと施工アンカー施工	1	2	0	
	大型自動車	4	5	5	
	大型自動車二種	0	0	0	
	大型特殊自動車	7	7	3	
	普通自動車	0	0	0	
	普通自動車二種	0	0	0	
	けん引車	3	2	3	
	ペーパードライバー	1	0	0	
	フルハーネス	0	0	1	
	パソコン講習	29	28	21	
	医療事務	0	0	1	
	介護事務	0	0	1	
	介護職員初任者研修	2	2	0	
	ビルクリーニング	10	10	5	
	合計		166	162	104

愛知県内	フォークリフト	20	23	23	
	玉掛	3	1	6	
	小型移動式クレーン	0	1	4	
	床上操作式クレーン	2	1	1	
	車輛系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	2	3	3	
	車輛系建設機械(解体)	2	2	1	
	不整地運搬車運転技能講習	1	2	0	
	高所作業車	1	3	1	
	ローラ特別教育	0	0	0	
	アーク溶接特別教育	2	2	1	
	ガス溶接	2	2	1	
	低圧電気取扱特別教育	0	0	0	
	粉じん作業別教育	0	1	2	
	仮払機取扱	0	0	1	
	職長・安全衛生教育	1	1	1	
	大型自動車	0	2	1	
	大型特殊自動車	1	0	0	
	けん引車	0	0	0	
	小型車両系特別教育	0	1	1	
	普通自動車	2	1	0	
	原付	10	7	6	
	パソコン講習	7	19	26	
	介護職員初任者研修	2	1	4	
	介護事務	0	0	1	
	ガイドヘルパー	0	0	0	
	オフィス・ハウスクリーニング	5	2	2	
	合計		63	75	86

区分	講習科目	受講者数		
		平成29年度	平成30年度	令和元
大阪府内	フォークリフト	33	28	17
	玉掛	44	23	28
	クレーン	2	1	0
	小型移動式クレーン	41	34	23
	床上操作式クレーン	11	0	7
	車輛系建設機械(整地他)	46	43	32
	車輛系建設機械(基礎)	4	2	2
	車輛系建設機械(解体)	36	33	18
	高所作業車	35	20	21
	シヨベルローダ	0	5	0
	フルハーネス作業	0	0	17
	不整地運搬車	6	14	3
	職長・安全衛生責任者教育	21	21	12
	刈払機安全衛生教育	18	13	12
	伐木等の業務特別教育	9	13	7
	電気取扱特別教育	5	3	2
	締め回め用機械特別教育	5	6	2
	振動工具安全衛生教育	2	3	3
	石綿使用建築物解体業務	0	3	1
	石綿作業主任者	4	0	4
	酸欠・硫化水素作業主任者	2	3	1
	有機溶剤作業主任者講習	1	9	2
	アーク溶接特別教育	15	15	8
	ガス溶接	30	23	13
	大型自動車	2	2	2
	大型特殊自動車	1	1	1
	大型二種	1	1	1
	牽引自動車	1	1	0
	パソコン講習	13	9	14
	介護職員初任者研修	1	1	1
	介護業務体験講習	1	2	1
	全身性障がい者がたへるバ-養成研修	0	1	0
	研削といし	5	2	5
	足場の組立等作業主任者	9	8	2
	足場の組立等特別教育	37	12	7
	地山の掘削・土止支保工等作業主任者	2	0	3
	型枠支保工の組立等作業主任者	2	1	3
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	1	6	1
	丸のこ等取扱い作業従事者	2	1	3
	粉じん作業	2	2	1
	ダイオキシン類曝露防止	3	4	0
	巻き上げ機運転	5	12	3
	ロープ高所作業	0	8	1
	コンクリート解体等作業主任者	1	5	0
	木造建築物組立等作業主任者	1	1	1
	建設業基礎知識講習	0	0	0
	建設機械等習熟コース	6	4	3
	フォークリフト等習熟コース	2	3	3
	刈払機・チェーンソー習熟職種転換講習	0	0	0
	清掃業務体験講習	17	17	22
ベッドメイキング	0	11	7	
合計		485	430	320

区分	講習科目	受講者数			
		平成29年度	平成30年度	令和元	
大阪府内 (ホームレス、 住居喪失不安 定就労者)	フォークリフト	12	25	9	
	玉掛	8	8	7	
	小型移動式クレーン	1	3	1	
	床上操作式クレーン	1	2	1	
	車輛系建設機械(基礎)	0	1		
	車輛系建設機械(整地)	1	4		
	車輛系建設機械(解体)	1	4		
	高所作業車運転技能講習	0	1	1	
	刈払機安全衛生教育	1	4		
	伐木チェーンソー	0	4		
	ガス溶接・アーク溶接・自由研削砥石	1	1	4	
	ボイラー技士	0	1		
	危険物取扱者乙種第4類	0	1		
	石綿・特定化学物質等作業主任者	0	1		
	大型自動車	2	1	1	
	大型特殊自動車	2	1		
	大型二種	0	1		
	中型自動車	2	1	1	
	普通自動車	11	6	13	
	普通自動車二種	1	1		
	けん引車	2	1	1	
	原付	21	26	21	
	ペーパードライバー	2	2		
	パソコン講習	18	22	13	
	ビジネスコミュニケーション	4	0		
	介護職員初任者研修	3	3	1	
	移動支援従事者	3	2		
	同行援助従事者	2	2		
	ビルクリーニング	0	0		
	マンション管理	0	0		
	清掃講習	0	0	32	
	福祉用具専門相談員	1	1		
	合計		100	130	106
	福岡県内	フォークリフト	16	6	9
		玉掛	7	3	4
		小型移動式クレーン	3	3	1
		床上操作式クレーン	2	1	0
		車輛系建設機械(整地他)	2	5	2
		車輛系建設機械(解体)	2	5	2
		高所作業車	1	0	0
粉じん作業		0	0	0	
アーク溶接特別教育		5	1	2	
ガス溶接		4	2	1	
大型自動車		0	2	3	
普通自動車		2	1	2	
中型自動車		1	2	0	
原付		4	4	1	
ペーパードライバー		0	2	1	
パソコン講習		79	82	53	
介護職員初任者研修		10	3	4	
ハウスクリーニング		29	23	30	
ハウスクリーニング上級		10	10	12	
キャリアカウンセリング		45	36	31	
工場内作業		24	23	14	
コールセンター業務		0	0	0	
合計			246	214	172

別紙4-3 従来の実施における実績（講習受講修了後の就職・就業状況（令和元年度））

科目	受講修了者数	就職・就業者数	就職・就業率
フォークリフト	84	43	51%
玉掛	28	16	57%
小型移動式クレーン	15	8	53%
床上操作式クレーン	7	4	57%
車輛系建設機械(整地他)	28	11	39%
車輛系建設機械(解体)	9	6	67%
高所作業車	6	4	67%
職長・安全衛生責任者教育	8	4	50%
刈払機安全衛生教育	11	7	64%
伐木等の業務特別教育	4	2	50%
電気取扱特別教育	2	1	50%
巻上機(ウインチ)特別教育	1	1	100%
振動工具安全衛生教育	1	1	100%
酸欠・硫化水素作業主任者	1	1	100%
アーク溶接	6	5	83%
ガス溶接	9	5	56%
ロープ高所作業	1	1	100%
ビルクリーニング	5	1	20%
ハウスクリーニング	18	8	44%
普通自動車	11	9	82%
大型自動車	7	5	71%
大型特殊自動車	2	2	100%
大型二種	1	1	100%

科目	受講修了者数	就職・就業者数	就職・就業率
牽引自動車	2	2	100%
原付	24	14	58%
ペーパードライバー	1	1	100%
小型車輛系特別教育	1	1	100%
小型船舶	3	1	33%
パソコン講習	81	32	40%
介護職員初任者研修	2	2	100%
介護事務	1	1	100%
研削といし	1	1	100%
足場の組立等の業務	1	1	100%
足場の組立等作業主任者	1	0	0%
建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	2	1	50%
2級ボイラー	1	0	0%
建設機械等習熟コース	1	1	100%
清掃業務体験講習	44	35	80%
ベッドメイキング	4	2	50%
フルハーネス	11	7	64%
キャリアアカウンセリング	19	10	53%
工場内作業	10	7	70%
石綿作業主任者	3	2	67%

※ 受講修了者数は1科目目の受講修了者数。複数の講習を受講した者の2科目目以降はカウントしていない。

※ 就職・就業者数は、ホームレスについては1カ月以上の期間を定めて雇用された者の数、日雇労働者については、講習受講修了の翌月から3月のうち13日以上就労した月が2月以上あった者の数を計上している（以下の表も同じ。）。

地域別	受講修了者数	就職・就業者数	就職・就業率
東京都内(日雇労働者)	13	7	53.8%
神奈川県内(日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者)	85	32	37.6%
愛知県内(日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者)	65	30	46.2%

地域別	受講修了者数	就職・就業者数	就職・就業率
大阪府内(日雇労働者)	164	87	53.0%
大阪府内(ホームレス、住居喪失不安定就労者)	72	61	84.7%
福岡県内(日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者)	79	50	55.9%

## 別紙 4 - 4 従来の実施における実績

(募集人数に対する充足率が 50%を下回っている講習、就職・就業率が 20%を下回っている講習)

区分	講習科目	充足率	就職・就業率	要 因 分 析
東京都内 (日雇労働者)	高所作業車	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	玉掛け	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	ガス溶接	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	アーク溶接	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	電気取扱(低圧/高圧)	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	自由研削といし	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	フルハーネス型墜落制止器具作業	20.0%	100.0%	・充足率20% 今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。 ・就業率100% 受講者は高齢の日雇労働者であったが、月14～20日働き、今後も資格を活かして就労日数を減らさずに働きたいとの希望であった。
	車両系建設機械(整地・掘削用)	33.3%	0.0%	・充足33.3%。受講者1名。 働いているが、既定日数に満たなかった。
	車両系建設機械(基礎工事用)	33.3%	0.0%	・充足33.3%。受講者1名。 働いているが、既定日数に満たなかった。
	不整地運搬車	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	大型自動車免許	0.0%	0.0%	・充足率0%。今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。
	大型特殊自動車免許	33.3%	100.0%	・充足率33.3% 今年度は、この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。 ・就業率100% 受講者は就業率の割合を満たしていた。
	移動式クレーン運転士免許	33.3%	100.0%	・充足率33.3% 今年度は、思ったほどこの資格を取得して常用就職したい希望者がいなかったため。
	ビル清掃	0.0%	0.0%	・講師の都合により講習自体が中止になったため。
	介護職員初任者研修	0.0%	0.0%	・充足率0%。この資格を取得して常用就職したい希望者が減ったため。

	講習科目	充足率	就職・就業率	要 因 分 析
神奈川県内(日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者)	振動工具取扱	0.0%	—	配管工事や道路補修作業などに就職するには有効な資格で日雇労働者にも需要があると考えたが、これら求人の多くは手元としての作業員で、振動工具の操作資格の所持を必要とする求人は低調で、労働者にも取得しようとする動きがなかった。
	伐木特別教育(チェーンソー)	0.0%	—	林業と言うよりは公園清掃や街路樹の剪定作業などを目指している労働者に取得希望が多い科目で、事業所ニーズもあり年間1名の定員で設定したが、このような仕事を指す応募がなかった。
	研削といし	0.0%	—	製造工場などで溶接作業後の研削加工や切削部品・加工品のバリ取りをする機械の研削といし部の取替え作業のための資格で、ガス溶接とアーク溶接の資格と併せて3資格取得で就業により効果があるが、絶対必要な資格とは考えなくて労働者からは人気がなかった。
	電気取扱作業	0.0%	—	ビル管理や設備メンテナンス業を目指す常用就職希望者に受講希望が多く、日雇労働者よりはホームレス支援施設入所者からの希望が多い資格だが、今年のホームレス入所者は高齢化が特に目立ち就職への意欲が感じられる人が少なかった。
	ショベルローダー	0.0%	—	重機を駆使する様な仕事を、日雇労働者に任せる様な作業求人は最近はなかなか無いため、労働者の取得意欲も感じられず、活用にはっていない。
	移動式クレーン	0.0%	—	港湾で働く日雇労働者が、この免許があれば常用就職には有利と考えて、日雇労働から常用就職を目指し受講を希望する事が多い科目。取得の難易度も高くたれでもが希望するわけではないが、対応出来るように今年度は1名の枠を設け周知をしたが希望者は現れなかった。
	クレーン・デリック	0.0%	—	港湾で働く日雇労働者が、この免許があれば常用就職には有利と考えて、日雇労働から常用就職を目指し受講を希望する事が多い科目。取得の難易度も高くたれでもが希望するわけではないが、対応出来るように今年度は1名の枠を設け周知をしたが希望者は現れなかった。
	介護職員初任者教育	0.0%	—	求人の多い職種で強く自立を目指している支援施設入所者に受講希望が多い。今年度はホームレス支援施設入所者から2名、無料低額宿泊所から1名の受講希望者があったが、受講手続きで日程や講座の説明を受けた後しばらくして、施設の2名は辞退し無低の1名は無断退所行方不明となりいずれも受講には至らなかった。仕事としては魅力的だが、介護現場の実態や役割の説明でやりたい気持ちを不安感が上まわり結果的に気が引けてしまったと考える。今後は面談時の説明でやりがいや将来性のあることを十分理解してもらえる丁寧な対応で受講につなげたい。
	玉掛け	37.5%	100.0%	建設現場での手元作業や倉庫内作業、製造工場等々への就職を希望する人からの一定の需要があるが、今年度は倉庫業を目指す人の受講希望があったが、建設系を目指す労働者からの希望や相談が少なかった。
	ガス溶接	100.0%	—	最近の溶接技術の需要は建築土木系では無く、製造業作業員に求められる事が多い。日雇仕事やアルバイト職に就いている人がそのような仕事に就く事を希望して資格取得しても、いきなり勤める事は難しい。
パソコン講習	63.6%	14.3%	パソコンの知識は建設業系からもサービス産業系からも求められているが、受講者の67%は競争率の高い事務職への就職を希望していて、修了後短期間ではなかなか就職につながらない。尚、3月に8名参加で開講が予定されていた最終講座が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止された。	

区分	講習科目	充足率	就職・就業率	要因分析
愛知県内 (ホームレス、日 雇労働者、住居 喪失不安定就労 者)	介護職員初任者研修	100.0%	0.0%	毎年就職率は高いものの今年度は受講途中で辞退するものや、欠席再受講で未だ修了できない者もいて修了まで至らなかった。介護職員は需要の多い職種の為、次年度もサービス系産業として開催予定。
	床上操作式クレーン	100.0%	0.0%	上半期一名募集で受講者一名、修了後就職したものの数日就労の後、失踪にて連絡不通。工場等で需要が多い科目なので次年度も継続開催の予定。
	高所作業車	50.0%	0.0%	他科目(玉掛け)受講の二科目目にて受講の為就職率に反映されず。
	車輛系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)	150.0%	0.0%	年間募集二名の所希望者が多く特例で三名受講、うち二名は就職決定も二名とも二科目目の受講(フォークリフト・小型車輛系)の為要因分析に反映されず。
	不整地運搬車	0.0%	0.0%	特殊な科目で車輛系の資格所持者のみの受講資格の為応募者なし。以前日雇労働者より要望があり採用したが、次年度は開催科目から外す予定。
	大型自動車一種	50.0%	0.0%	日雇労働者の受講で、二科目(小型移動式クレーン)受講の為就職率に反映されず就職済。受講希望者は多いが面談時の選定が困難で今年度は一名のみの受講。
	普通自動車一種	0.0%	0.0%	希望者は多いものの面談時、就職必須の申込者が見当たらないので選考できず開催なし。この科目に関しては予算の都合上修了後必ず就職すると思われるものに選定している。
	普通自動車二種	0.0%	0.0%	一名募集で希望者は多々あったが選考の結果開催せず。通常のタクシーに加え、日雇の現場移動の運転手や福祉の介護タクシー、運転代行等で活用できるので需要はあり。
	粉じん作業	100.0%	0.0%	受講者2名共他科目(刈払機・職長)受講の二科目目にて受講の為就職率に反映されず、2名共就職済。
	原動機付自転車	100.0%	0.0%	毎年受講者や就職者の人数が意外と多いが本年度は未だ就職者なし。修了者に関き取り、対策を講じたい。各種配達やデリバリー等のサービス系産業系で需要有。

区分	講習科目	充足率	就職・就業者数	要因分析
大阪府内 (日雇労働者)	小型移動式クレーン(初心者) 3日間	30.0%	100.0%	受講相談を受けたが、建設関係の人手不足により日程があわず受講に至らなかった。
	足場の組立等特別教育(センター開催) 1日間	35.0%	100.0%	建設関係の人手不足により受講相談が減少したため。
	刈払機作業従事者 1日間(センター開催)	40.0%	60.0%	建設関係の人手不足により受講相談が減少したため。
	車両系建設機械(大特所持者) 2日間	50.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者であった。
	車両系建設機械(基礎工事用) 4日間	50.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者であった。
	不整地運搬車 2日間	60.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者であった。
	ショベルローダー等 2日間	0.0%	0.0%	受講相談があったが日程があわず受講者がなかった。
	締固め用機械 2日間	50.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者であった。
	クレーン(荷重5t未満) 2日間	0.0%	0.0%	受講相談があったが日程があわず受講者がなかった。
	石綿使用建築物等解体等業務 1日間	50.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	丸のこ等取扱作業従事者 1日間	100.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	足場の組立て等作業主任者 2日間	20.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	地山の掘削・土止め支保工作 業主任者 3日間	75.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	型枠支保工の組立て等作業 主任者 2日間	60.0%	0.0%	修了者3名中2名が2回目以降の受講者であった。対象者1名は電話、郵送にて連絡を行ったが連絡が付かず聞き取りが出来ていない。
	コンクリート解体等作業主任 者 2日間	0.0%	0.0%	受講相談があったが日程があわず受講者がなかった。
	木造建築物の組立て作業主任 者 2日間	100.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	有機溶剤作業主任者 2日間	100.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	粉じん作業 2日間	50.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	ダイオキシン類ばく露防止特 別教育 1日間	0.0%	0.0%	受講相談があったが日程があわず受講者がなかった。
	刈払・チェーンソー習熟職種 転換講習 3日間	0.0%	0.0%	建設関係の人手不足により林業、造園関連の求職希望者の受講相談がなく開催に至らなかった。
	介護業務体験講習 3日間	33.3%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	介護職員初任者研修 15日間	50.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
	ガイドヘルパー養成研修 3日間	0.0%	0.0%	受講希望者が就職した申込に至らなかった。
	パソコン講座(初級講座) 2日 間	60.0%	0.0%	修了者9名中2名が2回目以降の受講者であった。対象者7名のうち4名が連絡が取れず、3名は求職活動中。
	パソコン講座(中級講座) 3日 間	100.0%	0.0%	1月に講習実施。
	大型特殊自動車運転免許 6日 間	50.0%	0.0%	修了者が2回目以降の受講者で対象者がいないため。
普通二種自動車運転免許 16日 間	0.0%	0.0%	受講相談はあったが、要件を満たさず受付に至らなかった。	
けん引自動車運転免許	0.0%	0.0%	72 受講相談はあったが、要件を満たさず受付に至らなかった。	

区分	講習科目	充足率	就職・就業率	要因分析
大阪府内 (ホームレス、住居喪失不安定就労者)	車両系建設機械(整地)	0.0%	0.0%	若年層を中心に、先入観で建設業界を敬遠する傾向が根強い ため、受講がなかったと考えています。安定した就業に繋がる資 格である為、今後も、建設業界の現状と資格取得の有効性の周 知活動を行い、受講に繋げてまいります。
	車両系建設機械(解体)	0.0%	0.0%	
	高所作業車運転技能講習	20.0%	0.0%	建設業の資格といったイメージが強く、受講がなかったのでは ないかと考えています。就職先としてイベント運営等、さまざまな業 種で生かせる技能ですので、改めて周知活動を行ってまいりま す。 2科目目以降の受講のため、就職・就業率には反映されていま せんが、修了者は就職しています。
	小型移動式クレーン	100.0%	0.0%	2科目目以降の受講のため、就職・就業率には反映されていま せんが、修了者は就職しています。
	刈払い機	0.0%	0.0%	剪定、公園管理等への就労を希望する対象者がいなかったた め、受講がなかったと考えています。現状を踏まえ、実施計画数 の見直しを検討いたします。
	チェーンソー	0.0%	0.0%	
	床上操作式クレーン	50.0%	0.0%	2科目目以降の受講のため、就職・就業率には反映されていま せんが、修了者は就職しています。
	大型特殊自動車免許	0.0%	0.0%	修了後に就業先として想定している、建設業への就職を希望す る対象者が減少しているため、受講がなかったと考えています。 現状を踏まえ、実施計画数の見直しを検討いたします。
	中型自動車免許	100.0%	0.0%	受講者が、途中で受講を辞退したため、修了者0名となりまし た。
	大型二種	0.0%	0.0%	修了後に就業先として想定している、旅客輸送業への就職を希 望する対象者が少なかったため、受講がなかったと考えていま す。現状を踏まえ、実施計画数の見直しを検討いたします。
	普通自動車第二種	0.0%	0.0%	
	運転免許失回復	0.0%	0.0%	短期間で、普通免許の再取得ができることから、運転業務を希 望する対象者には、早期に就業へ繋がる講習であると考えていま す。現状を踏まえ、実施計画数の見直しを検討いたします。
	介護職員初任者研修	33.3%	100.0%	介護職が敬遠される傾向にあり、受講者が減少したと考えてい ます。受講修了後は、幅広い福祉サービスを提供出来るため、 安定雇用につながる講習であると考えており、就職後の仕事内 容も含め、周知活動を行ってまいります。
	介護福祉士実務者研修	0.0%	0.0%	
	移動支援従業者養成研 修	0.0%	0.0%	
	同行支援従業者養成研 修	0.0%	0.0%	
	福祉用具専門相談員	0.0%	0.0%	
	パソコン Word 初級	40.0%	100.0%	受講期間等の都合により、Excelコースを優先して受講する受講 者が複数名いたため、充足率が40%となりました。
	パソコンExcel初級	60.0%	0.0%	2科目目以降の受講のため、就職・就業率には反映されていま せん。
	パソコンWord中級	25.0%	0.0%	対象者のスキルを考慮し、上級コースの受講を勧奨した件数が 多く、充足率が25%となりました。 2科目目以降の受講のため、就職・就業率には反映されていま せん。
パソコンExcel中級	25.0%	0.0%		
パソコン上級 (WEB/DTP/MOS)	100.0%	0.0%	2科目目以降の受講のため、就職・就業率には反映されていま せん。	
2級ボイラー	0.0%	0.0%	修了後に就業先として想定している、設備管理の仕事に対し て、対象者の関心が低い傾向にあるため、受講がなかったと考 えています。今後は、仕事内容も含めた周知活動を行ってまいり ます。	
危険物取扱者 乙種第4 類	0.0%	0.0%	受講相談はあるものの、試験までの期間が長く、施設入所期限 内に取得が困難である場合も多く、受講に至らなかったと、考え ています。試験までの期間短縮等が出来ないか検討してまいり ます。	
職長・安全衛生責任者 酸素欠乏危険作業	0.0%	0.0%	修了後に就業先として想定している、建設業への就職を希望す る対象者が少なかったため、受講がなかったと考えています。 現状を踏まえ、実施計画数の見直しを検討いたします。	

区分	講習科目	充足率	就職・就業率	要因分析
福岡県内 (ホームレス、 日雇労働者、 住居喪失不安 定就労者)	ガス溶接	0.0%	0.0%	新規入所者のうち65歳以上である者が多く、就労を目的としない支援方針となるケースが多いため、受講につながっていない。(ただ、第3四半期に入って若年者の入所も増え始めている)
	粉じん	0.0%	0.0%	新規入所者のうち65歳以上である者が多く、就労を目的としない支援方針となるケースが多いため、受講につながっていない。(ただ、第3四半期に入って若年者の入所も増え始めている)
	小型移動式クレーン	25.0%	0.0%	新規入所者のうち65歳以上である者が多く、就労を目的としない支援方針となるケースが多いため、受講につながっていない。(ただ、第3四半期に入って若年者の入所も増え始めている)
	高所作業車	0.0%	0.0%	新規入所者のうち65歳以上である者が多く、就労を目的としない支援方針となるケースが多いため、受講につながっていない。(ただ、第3四半期に入って若年者の入所も増え始めている)
	床上操作式クレーン	0.0%	0.0%	新規入所者のうち65歳以上である者が多く、就労を目的としない支援方針となるケースが多いため、受講につながっていない。(ただ、第3四半期に入って若年者の入所も増え始めている)
	アーク溶接	25.0%	0.0%	2科目目以降として1名が修了。12月末現在就労中。
	車両系建設機械(解体用)	66.7%	0.0%	2科目目以降として2名の受講し、うち1名が中断も、2名とも就労している。
	大型自動車一種	100.0%	0.0%	2科目目以降として2名が修了。うち1名が就労している。
	原動機付自転車	50.0%	0.0%	1名の受講が決定も中断。(他講習修了後、本人は就労している)
	ハウスクリーニング上級	100.0%	0.0%	カリキュラム上2科目目以降の受講となる。8名の修了者中、3名が就労。
	パソコン事務上級Ⅱ	100.0%	0.0%	カリキュラム上2科目目以降の受講となる。7名修了、うち4名が就労。
	普通自動車一種	42.9%	100.0%	若年者の入所者は増えたものの、本人課題により運転業務に適さないと判断するものがあり、受講につながっていない。

別紙 4-5 事業主及び労働者のニーズ調査の結果（令和2年度）

東京都（日雇労働者）

○事業主調査（必要な技能資格等）：アンケート調査（郵送）

実施対象事業所数：198件

有効回答数：94社

回答事業所で必要としている技能資格等	回答件数			その他
		建設	造園等	
普通自動車	47	29	18	・石綿作業主任者 ・街路樹剪定士 ・樹木の剪定ができる方 ・建築土木施工管理 ・ターレット式構内運搬自動車
玉掛	42	30	12	
フルハーネス型墜落制止器具作業特別教育	24	18	6	
車両系建設機械(整地・掘削用)	19	16	3	
足場の組立等業務特別教育	17	16	1	
高所作業車	17	8	9	
移動式クレーン運転士免許	11	8	3	
大型自動車免許	5	4	1	
大型特殊自動車免許	4	4	0	
車両系建設機械(解体用)	4	4	0	
アーク溶接	3	3	0	
ガス溶接	3	3	0	
フォークリフト	2	2	0	
2級小型船舶免許	0	0	0	
クレーン・デリック運転士免許	0	1	0	
その他	5	2	3	
未回答	17	3	14	

○労働者調査：アンケート調査（東京都特別就労事業従事者に対するアンケート調査）

実施対象数：145件

有効回答数：145件

労働者が取得を希望する技能講習等	回答件数	その他
普通自動車運転免許	1	
玉掛	1	
チェーンソー	2	
刈払機	2	
パソコン講習	3	
技能講習等の資格取得を希望しない	139	

東京都（ホームレス及び住居喪失不安定就労者）

○事業主調査(必要な技能資格等)：電話・FAX

実施対象事業所数：496件

有効回答数：123件

回答事業所で必要としている技能資格等	回答件数	その他
普通自動車免許	54	
玉掛け	16	
パソコン基礎(Excel、Word入力程度)	15	
フォークリフト運転	14	
高所作業車運転	13	
酸欠・硫化水素危険作業主任者	13	
職長・安全衛生責任者教育	12	
ビル清掃講習(基礎)	12	
大型自動車免許	11	
研削用といしの取替等の業務に係る特別教育	8	
ハウスクリーニング講習(基礎)	8	
ポリッシャー操作訓練講習	8	
足場組立て等作業主任者	7	
刈払機安全衛生教育	7	
車輛系建設機械(整地・掘削用)運転	7	
防火・防災管理者講習	7	
丸のこ等取扱作業従事者安全教育	6	
小型移動式クレーン運転	6	
ガス溶接	6	
パソコン応用(Excel関数程度)	6	
交通誘導	6	
アーク溶接特別教育	5	
有機溶剤作業主任者	5	
上級救命講習	5	
防災センター要員講習・自衛消防業務講習	5	
電気取扱業務特別教育	4	
粉じん作業特別教育	4	
危険物取扱者(乙種4類)	4	
介護職員初任者研修	4	
食品衛生責任者	4	
石綿使用建築物等解体業務特別教育	3	
締固め用機械特別教育	3	
振動工具取扱作業安全衛生教育	3	
伐木等の業務特別教育	3	
原動機付自転車免許	3	
車輛系建設機械(解体用)運転	2	
車輛系建設機械(基礎工事用)運転	2	
ショベルローダー等運転	2	
不整地運搬車運転	2	
ボイラー取扱技能講習	2	
巻上げ機(ウィンチ)運転特別教育	2	
普通自動車二種免許	2	
大型自動車二種免許	2	
宅地建物取引士	2	

○労働者調査：聞き取り調査

実施対象数：104件

有効回答数：104件

労働者が取得を希望する技能資格等	回答件数	その他
パソコン基礎(Excel、Word入力程度)	51	
パソコン応用(Excel関数程度)	43	
ビル清掃講習(基礎)	41	
フォークリフト運転	35	
原動機付自転車免許	24	
電気取扱業務特別教育	14	
高所作業車運転	13	
酸欠・硫化水素危険作業主任者	11	
小型移動式クレーン運転	11	
アーク溶接特別教育	9	
有機溶剤作業主任者	8	
車輻系建設機械(整地・掘削用)運転	6	
床上操作式クレーン運転	6	
石綿使用建築物等解体業務特別教育	5	
玉掛け	5	
ガス溶接	5	
ゴンドラ取扱い業務特別教育	4	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	1	
介護職員初任者研修	1	
福祉専門用具相談員	1	
食品衛生責任者	1	
普通自動車免許	1	
防火・防災管理者講習	1	
調理師	1	
交通誘導	1	

神奈川県（日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者）

○事業主調査(必要な技能資格等): アンケート調査(郵送)

実施対象事業所数: 183 件

有効回答数: 70 件

回答事業所で必要としている技能資格等	回答件数	その他
普通自動車免許	42	免許がなくても手元で採用するので、若くて機敏な動きの出来る方が良い。センターは年配の方が多。(建設業)
玉掛け	32	
職長・安全衛生責任者	23	
車両系建機整地掘削	21	適切な人材が見当たらず、現在、日雇労働者は減らしている状況。(廃棄物処理業)
高所作業車	19	挨拶や身だしなみ等のマナー講習を。(クライアントからの意見が多い)(警備業)
小型移動式クレーン	18	事前振り込みでも良いので、毎日現金手渡しの方法を検討して欲しい。(設備施工業)
フルハーネス型墜落制止用器具	15	やる気のある(仕事に熱心な)方をお願いします(建設業:3件)
振動工具取扱	14	高い技術が必要とするため、厳しく接しますが、一言注意しただけで辞めてしまう。志が一番必要。
ガス溶接	13	(造園業)
研削といしの取替	13	健康で長期労働が可能なる方を求める。(建設業)
フォークリフト	12	未経験でも大歓迎です。(警備業)
酸欠	12	アフターコロナの時代は、現業関係は人を必要とするので、スキルだけでなく、考え方・志など
車両系建機解体	11	メンタル面のレベルアップが不可欠です(コンサルティング会社)
アーク溶接	10	資格は特別必要ありませんが、住民票取得可能で保険加入者であればどなたでも大丈夫。(土木業)
クレーン・デリック運転士免許	10	
クレーン5t未満	9	建設業は社会保険加入が義務づけられています。(建設業)
丸のこ	8	
普通自動車二種免許	8	
刈払機取扱	7	
大型自動車免許	7	
伐木等の業務	6	
パソコン講習	6	
ローラーの運転	6	
警備業初任者講習	6	
不整地運搬車	6	
電気取扱作業	5	
ショベルローダー	4	
移動式クレーン運転士免許	4	
床上操作式クレーン	4	
ビルクリーニング講習	3	
大型特殊自動車免許	3	
特定粉じん作業	3	
有機溶剤	3	
危険物取扱者乙4	2	
中型自動車免許	2	
ロープ高所作業	1	
建設施工管理技士	1	
交通誘導2級	1	
準中型自動車免許	1	
足場組立等の業務	1	
第一種衛生管理者	1	
土木施工管理技士	1	
福祉住環境コーディネーター	1	
特になし	7	

○労働者調査：アンケート調査（受講相談時、受付時、修了時）

実施対象数：77件

有効回答数：77件

労働者が取得を希望する技能資格等	回答件数	その他
フォークリフト	16	・いろいろな仕事で、働けるチャンスに対応できる様にもっと資格を取りたい。 ・粉じんの現場が多いので、粉じんの講習を希望。(今年度は設定がない) ・以前みたいに港湾の仕事だけでは食べていけない。建設系の仕事もやらざるを得ない。 ・未経験者には実技講習のハードルが高すぎでした。(フォークリフト受講者) ・毒物、劇薬物取扱責任者資格を仕事で全く使ったことがない。資格者の求人を出していただきたい。 ・最近まで資格なしで、現場の重機の操作をしていたが、厳しくなって仕事もなくなった。
玉掛け	12	
小型移動式クレーン	8	
大型自動車免許	8	
アーク溶接	6	
ガス溶接	6	
ビルクリーニング講習	6	
パソコン講習	5	
パソコン講習(応用)	5	
けん引免許	4	
医療事務講習	4	
介護事務講習	4	
介護職員初任者研修	4	
危険物取扱者乙4	4	
床上操作式クレーン	4	
クレーン・デリック運転士免許	3	
ボイラー取扱	3	
移動式クレーン運転士免許	3	
車両系建機解体	3	
クレーン5t未満	3	
伐木等の業務	3	
高所作業車	2	
車両系建機整地掘削	2	
大型特殊自動車免許	2	
刈払機取扱	1	
丸のこ	1	
研削といしの取替	1	
電気取扱作業	1	
大型自動二輪免許	1	
希望なし	17	

愛知県（日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者）

○事業主調査（必要な技能資格等）：アンケート調査

実施対象事業所数：60社

有効回答数：109件

回答事業所で必要としている技能資格等	回答件数	その他
パソコン講習	23	・スクールドライバー、デイケア（デイサービスの送迎等）ドライバーの求人募集が非常に多かった様に思われ、普通自動車、大型自動車二種の技能資格を要望される事業所が非常に多くあった。 ・パソコン操作はどんな職種でも必要になる。入力だけでも出来る様、器械に慣れる事が必要である。 ・介護関係の仕事は年齢、性別に関係なく活躍できる。求人も多く、常用への移行に必要性を感じる。
フォークリフト運転技能講習	16	
玉掛け技能講習	10	
介護職員初任者研修	10	
ハウス・オフィスクリーニング	7	
ガイドヘルパー	5	
大型自動車一種	5	
大型自動車二種	5	
床上操作式クレーン	4	
普通自動車二種	4	
刈払機（草刈機）	3	
原動機付自転車	3	
ガス溶接	2	
アーク溶接	2	
車輛系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）	2	
普通自動車一種	2	
大型特殊自動車	2	
介護事務	1	
小型移動式クレーン	1	
高所作業車	1	
車輛系・解体用機械	1	

○労働者調査：アンケート調査

実施対象数：103人

有効回答数：346件

労働者が取得を希望する技能資格等	回答件数	その他
フォークリフト運転技能講習	42	・長期受講講座を設けてほしい（国家資格）。 土木、建築、施工管理2級 クレーンデリック、ボイラー技師2級 宅建、簿記、介護・社会福祉士 ・介護関係の資格を充実してほしい。 ・資格は沢山あった方が職種の幅が広がるので出来るだけ多く受講させてほしい。 ・受講資格の幅を広げてほしい（居宅支援者等）。 ・最近女性の対象者も増えているので、それに対応した科目を増やしてほしい。
玉掛け技能講習	27	
パソコン講習（ワード・エクセル）	27	
普通自動車一種運転技能講習	26	
クレーン（小型移動式・床上操作式）運転技能講習	26	
ガス溶接（ガス・アーク）技能講習	20	
車輛系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）技能講習	16	
介護職員初任者研修	15	
大型自動車一種運転技能講習	14	
大型特殊自動車運転技能講習	13	
原動機付自転車運転技能講習	12	
大型自動車二種運転技能講習	12	
ガイドヘルパー	12	
車輛系・解体用機械運転技能講習	11	
小型車輛系特別教育	10	
けん引自動車運転技能講習	10	
普通自動車二種運転技能講習	10	
警備・消防・防災管理士	8	
ビルクリーニング・清掃管理	7	
刈払機（草刈機）取扱教育	6	
足場組立	6	
低圧電気取扱教育	5	
中型自動車一種運転技能講習	4	
ボイラー取扱い	3	
介護事務講座	2	
高所作業車運転技能講習	1	
不整地運搬車運転技能講習	1	

大阪府（日雇労働者）

事業所のニーズ調査結果報告書

1. 調査実施方法: アンケート  
 2. 実施対象事業所数: 61件  
 4. 調査結果

3. 有効回答数: 59社

回答事業所で必要としている技能資格等	回答件数	その他
玉掛け	45	○ 技能講習事業を利用したことがある ある9件 ・ ない32件 （理由無回答あり） 「ない」と回答した理由 ・ 自社で育成する。 10件
普通免許	33	・ 受講対象者の日雇労働者が少なくなった。 8件 （ 正社員だけで業務・外注に出している・若年求職者が居ない 等）
車両系（整地ほか）	28	・ 事業所が遠方であるため利用できない 5件 ・ 制度を知らなかった 4件
ガス溶接	27	・ 講習で無く、資格の所持者が欲しい 4件 ・ 技能講習で取得可能な資格でない為 1件
足場の組立等特別教育	27	
高所作業車	24	○ 技能講習を受けた労働者の雇用は
フォークリフト	23	・ 可能 16件 【 必要資格 】 正社員として働くことが条件。 （40歳くらいまで 解体作業 ）
小型移動式クレーン	22	センターからの紹介で清掃修了者2名は現在も勤務継続。 （60歳まで ビル・マンション清掃作業 一定の技術があること）
フルハーネス	22	求職困難な方も相談の上、雇用する （18歳～64歳 一般土工 玉掛・足場特別 未経験可）
職長・安全衛生責任者教育	19	事業所内で欠員が出れば再度求人する （年齢不問 施設清掃 未経験可）
足場の組立作業主任者	18	資格だけでなく人柄等で採用を検討する。 （44歳まで 築炉工手元、ガソ出し 玉掛・足場関係・フォーク 未経験可長く働ける方）
車両系（解体用）	17	資格を取得し経験を積んで技量が上がった労働者に正社員で雇用すると勧誘している。
アーク溶接特別教育	16	
チェーンソー（伐木）	15	・ 不可能 【 理由 】 法人化したためあいりん地域から雇い入れは控えている
石綿作業主任者	13	あいりん地域の労働者が少なくなってきたため地域では求人が難しくなった 求人担当者関係が切れている。あいりんからの雇い入れはしていない。
研削といし取り替え特別教育	11	事業内容が多数の地域労働者を受け入れることが困難な為。 新型コロナウイルスの影響で採用等を控えている。
丸ノコ等取扱作業従事者	11	毎回違う人が来ると説明を繰り返す手間があり日雇いは歓迎しない。正社員であればよい。
大型免許	9	* これから求める人材について、受入可能な条件
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	7	・ 年齢面: 50歳まで7件 ・ 60歳まで10件 ・ 60歳以上又は不問12件 （回答29件）
石綿使用建築物解体等作業特別教育	7	・ 職種面: 一般土工・運転手兼土工・重機OP・解体工・倉・工場内作業・警備員 築炉工手元・ガス・鉄筋工・清掃作業員・工場内作業（橋梁組立）・倉庫内作業 倉・土工
建築物の鉄骨の組立作業主任者	6	・ 技能面: 足場・高所・ハーネス・玉掛・石綿・職長 解体工 足場・車両系・高所作業車 溶接・雑工 解体に必要な資格（整地・解体用・石綿解体等） 工場内作業（橋梁製作）
ダイオキシン特別教育	6	ガス・アーク・玉掛・高所作業車 運送会社の倉庫内作業 クレーン未済・ガス・アーク・フォークリフト 警備員
振動工具	6	フォークリフト・普通運転 清掃員 警備資格各種 清掃体験講習
型枠支保工作業主任者	5	・ 経験面: ・ 経験者 2件 （回答17件） ・ 未経験でも可 12件
コンクリート解体作業主任者	5	・ 体力があれば不問 ・ 高齢は経験者 ・ 工場内作業は経験者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5	・ 業務に耐える体力 5件 （回答20件）
巻上げ機特別教育	5	・ あれば尚よし 4件
粉じん作業	5	・ 必要 4件 ・ 頑強な方 3件
刈払機	5	・ 高齢でも元気であればよい 1件 ・ 体力が無くても運転手で可 1件
清掃体験講習	5	・ 健康な人 1件 ・ 力仕事はない 1件
木造建築物の組立等作業主任者	4	・ 性格面: ・ 真面目な人 7件 （回答19件 重複あり） ・ 協調性のある人 4件 ・ 意欲のある人 4件 ・ 挨拶ができる人 3件 ・ コツコツと努力できる人 3件 ・ 時間厳守できる人 1件 ・ おとなしい人 1件
車両系（基礎工事用）	4	
不整地運搬車	4	
床上操作式クレーン	4	
ロープ高所特別教育	4	・ その他: ・ 経験や技能ある労働者については高年齢でも雇用している。 ・ 過酷な現場なので資格も必要だが頑張る真面目な人を採用する。 ・ 女性の採用実績がある。経験者や、やる気のある人であれば面接したい。 ・ センターで実施している講習科目は、現場ではほとんど必要な科目。 ・ 近年の人手不足からあいりん地区の労働者の雇い入れを検討している。
クレーン（5t未満）	4	
締固め用建設機械	4	
電気取扱（低圧電気600V以下）	4	
有機溶剤作業主任者	3	
警備資格	3	
クレーン運転士（免許）	3	
ベッドメイキング講習	2	
スタッド免許	2	
はい作業	1	
ショベルローダー等	1	
原付免許	1	
介護業務体験講習	1	
介護職員初任者研修	1	
ガイドヘルパー（全身性）	1	
登録基幹技能者	1	

労働者ニーズ

1. 調査実施方法: 新規技能講習受講者に対しアンケート調査を実施
2. 実施対象者数 : 123件
3. 有効回答数 : 123件
4. 調査結果

労働者が取得を希望する技能資格等	回答件数	その他
車両系(整地ほか)	45	・トラックに廃材の積み下ろしを単独で出来るほうが事業主に重用される。フォークリフトの資格がないため、作業ができないことがある。資格を取ることでフォークリフトの操作をまかせてもらい就労日数や賃金が増える。条件の良い事業所を探し正社員になりたいと考えている。
フォークリフト	42	
玉掛け	37	・コロナの影響で4月5月は全く仕事がない。建設の手元の仕事がないため、美化作業の仕事を探している。求人応募要件に刈払い機従事者の資格が必要である。
ガス溶接	27	・求職活動をしているが新型コロナウイルスの影響で募集も少なく応募しても面談にすら至らない。フォークリフトは経験があるが資格がないとリフトマンの求人に応募できない。
車両系(解体用)	25	
高所作業車	21	・センターで実施している清掃とパソコン講習を受講した友達がマンション清掃の仕事に行っている。友達が頑張っている姿を見て、自分も頑張りたいと思った。講習を受けて仕事を探したい。
アーク溶接特別教育	19	・建設の日雇いの仕事をしていてが体力面で厳しく感じている。まだ仕事を続けたいので清掃の講習と併せてベッドメイキング講習を受講して、より清掃の事を学びたい。すでに求職活動を始めていて何社か面接に行っている。
小型移動式クレーン	19	
パソコン	17	・日通、福山通運の求人に応募した。倉庫・運輸業では、はい作業主任者の資格がないと落とされる。フォークリフトの資格を所持している求人希望者は山ほどいるため、実技ができて落とされる。フォークはリーチ式の経験がある方がよい。ロープ高所の資格も、荷台の結束などで重宝される。倉庫・運輸を目指すなら、フォークリフト・玉掛・ロープ高所・はい作業主任者のセットがよい。
清掃体験講習	16	
職長・安全衛生責任者教育	15	
足場の組立等特別教育	13	・現在は解体の手元として就労しているが、収入が安定しない事から不安を感じている。常用雇用を考え経験がある解体や土木の仕事希望している。高所作業車を扱う仕事が多く、高所作業車の資格が足場の設置で必要になる。「職長安全衛生教育」と併せて現場で活用したい。
車両系(基礎工所用)	12	
フルハーネス	10	・トラックの運転手をしながら重機オペの仕事もしている。トラック運転手の仕事が減ってきている中、職場で高所作業の仕事があるのを知った。資格を取得し仕事の幅を広げ、常用雇用を目指している。
大型免許	9	・玉掛と重機の資格がない為、資材や廃材の積込作業が出来ないため仕事から外されることもある。資格をとると就労日数や賃金の増加が期待でき、重機の操作ができるようになり常用雇用を目指している。
ダイオキシン特別教育	9	
電気取扱(低圧電気600V以下)	9	・現在解体や重機オペの仕事で日雇いにてしているが、就労できる日数が月によってばらつき生活が安定しない。安定した雇用を求め常用雇用先を探しているが足場の組立等特別教育が必須となる。
足場の組立作業主任者	8	
コンクリート解体作業主任者	8	・とび職としており、まだ声もかかっているが、年齢的に体力が続かない状況である。小型移動式クレーンを取得することで、新しい職場からの雇用を期待している。
締固め用建設機械	8	・現在解体や電気関係で日雇いにてしているが、就労日数が月に10日もない時が多く安定した生活を送れていない。現在の現場で車両系(解体)を取得すると日数を増やすと言われている。経験を積みば常用雇用も考えると会社から云われている。
ショベルローダー等	8	
振動工具	8	・コロナ過のため、現場の仕事が激減した。事業所からは、資材の搬出入に必要となるフォークリフトの資格があると、現場の段取りから任せられるので、仕事に呼びやすいと言われている。常用雇用を目指している。
床上操作式クレーン	8	
ロープ高所特別教育	8	・退職をしたが失業給付金の待機期間3か月を待てず日雇い労働者となった。現在土工で就労している。現場から車両系整地の資格取得をすすめられている。受講後経験を積み、今度は建設業で常用雇用に戻りたい。
刈払機	7	
クレーン(5t未満)	7	・年金など老後の資金がなくなり続ける必要がある。主な就労先からは、高齢のため建設現場で雇用は難しいと云われ、下草刈などの公園美化の仕事を紹介され就労することが多くなっている。今後は造園や公園の仕事をしたと考えている。
チェーンソー(伐木)	7	
不整地運搬車	7	
丸ノコ等取扱作業従事者	7	
石綿作業主任者	6	
ベッドメイキング講習	6	
研削といし取り替え特別教育	5	
普通免許	4	
大型特殊免許	4	
介護職員初任者研修	4	
けん引免許	3	
型わく支保工作業主任者	3	
粉じん作業	3	
ガイドヘルパー(全身性)	3	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	2	
木造建築物の組立等作業主任者	2	
巻上げ機特別教育	2	
介護業務体験講習	2	
普通二種免許	1	
はい作業	1	
有機溶剤作業主任者	1	
建築物の鉄骨の組立作業主任者	1	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	1	
石綿使用建築物解体等作業特別教育	1	

大阪府（ホームレス及び住居喪失不安定就労者）

○事業主調査（必要な技能資格等）：事業所への聞き取り・求人情報

実施対象事業所数：81件

有効回答数：64件

回答事業所で必要としている技能資格等	回答件数	その他
フォークリフト	14	今年度の調査では、現在の採用活動について、人手不足ではあるものの、先行きの不透明さから採用活動に慎重な意見が多くありました。
玉掛け	14	
パソコン技能	13	
介護職員初任者研修	12	
コミュニケーションスキル	12	
普通自動車免許	10	
中型自動車免許	8	
大型自動車免許	6	
高所作業車	4	
車両系建設機械（解体）	4	
車両系建設機械（整地）	4	
二級ボイラー技士	4	
原付免許	4	
危険物乙4種	3	
ビルクリーニング	2	
牽引自動車免許	2	
普通二種免許	1	
移動支援従業者養成研修	1	
同行支援従業者養成研修	1	
福祉用具専門相談員	1	
溶接技能	1	
剪定技能	1	

○労働者調査：無記名の自記式調査及び、セミナー参加者等への聞き取り

実施対象数：56件

有効回答数：55件

労働者が取得を希望する技能資格等	回答件数	その他
フォークリフト	19	取得を希望する技能資格等については、昨年度との変化は見られませんでした。聞き取りでは、新型コロナウイルス感染症による就職活動への影響を、心配する声が多く聞かれました。
原付免許	19	
パソコン講習	18	
普通免許	17	
玉掛け	17	
コミュニケーションスキル	14	
清掃技能	13	
大型自動車免許	10	
車両系建設機械（整地）	8	
車両系建設機械（解体）	7	
高所作業車	5	
普通二種免許	3	
大型二種免許	3	
牽引自動車	1	
床上操作式クレーン	1	
小型移動式クレーン	1	
危険物取扱者 乙種第4類	1	
ボイラー免許	1	
ガス溶接	1	
アーク溶接	1	

福岡県（日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者）

○事業主調査(必要な技能資格等):事業所等へアンケート調査(郵送又はFAX)

実施対象事業所数:54件

有効回答数:54件

回答事業所で必要としている技能資格等	回答件数	その他	
普通自動車一種	17	・取得が望ましいとされた講習の中で、入所期間中に取得が難しいものも多い。 ・普通自動車一種とパソコン事務、フォークリフトのニーズが多い点については5年前からの結果と変わらなかった。 ・「その他」の中に含まれる技能は以下のとおり。(原文ママ) 保食品衛生管理者,建築士,施工管理技士,住環境コーディネーター,自動車整備士,消防設備士,看護師,ケアマネ,社会福祉主事,一・二級建築士,一・二級建築施工管理技士,宅地建物取引士,社会福祉士,介護福祉士,介護支援専門員,危険物取り扱い乙種四類,高所作業責任者,研削代替業務の資格,安全衛生責任者教育,保育士,ごみの運搬許可証,終活に関わる資格・許可証	
パソコン事務	13		
フォークリフト	7		
ハウスクリーニング	6		
介護初任者研修	4		
玉掛け	3		
大型自動車	3		
中型自動車	2		
準中型自動車	2		
ガス溶接	2		
アーク溶接	2		
床上操作式クレーン	1		
小型移動式クレーン	1		
高所作業車	1		
その他	5		

○労働者調査:聞き取り調査:ホームレス自立支援センター等の入所者・退所者に対するアンケート調査

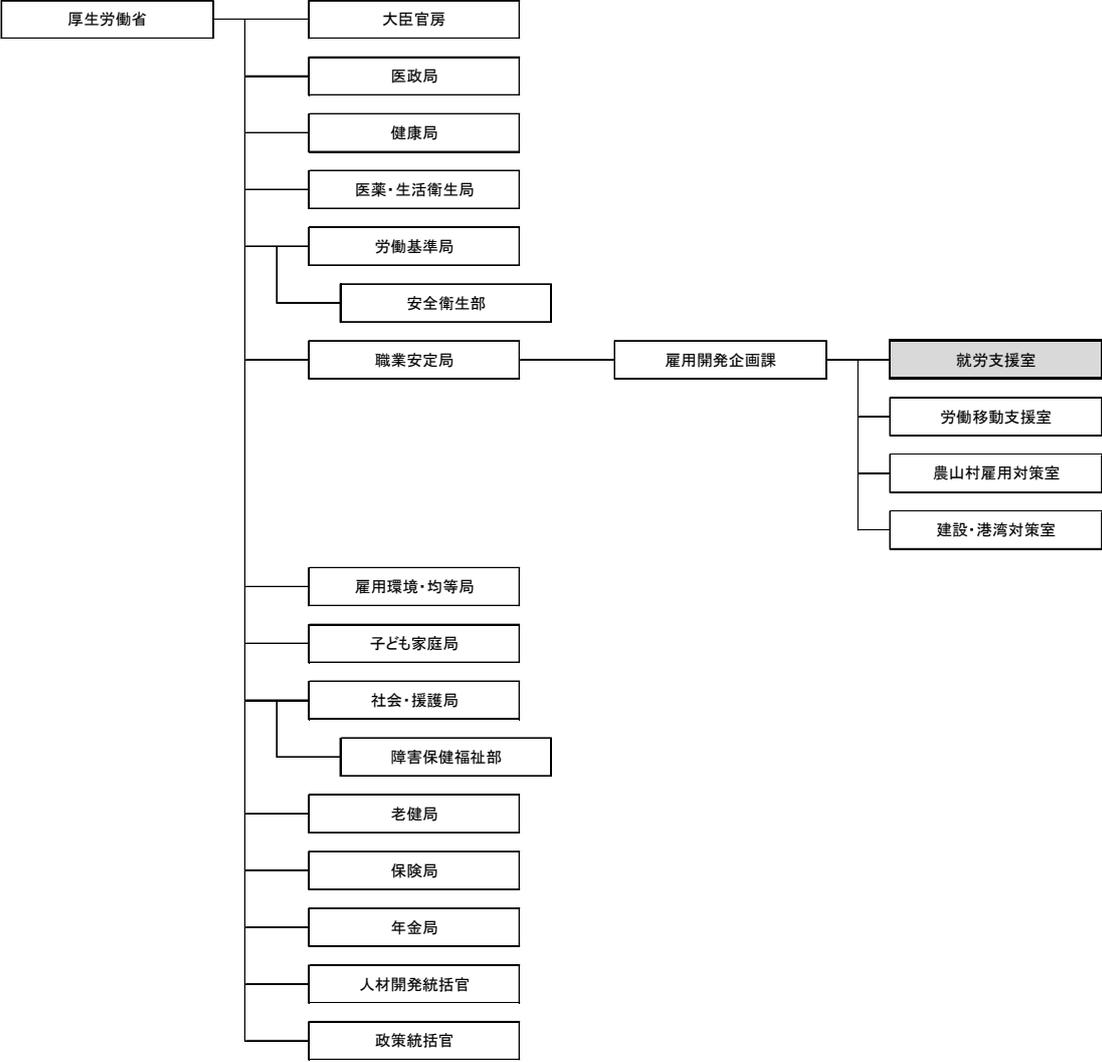
実施対象数:102件

有効回答数:102件

労働者が取得を希望する技能資格等	回答件数	その他
パソコン事務	21	・自由希望欄に記入された講習の中では、入所期間中の修了が難しい講習や、趣味の範囲にあたるものもあった ・普通自動車一種、パソコン事務(含む同上級)、ハウスクリーニング、フォークリフト講習の需要が強い ・「その他」・「自由希望欄」に挙げられていた講習は以下のとおり(原文ママ):宅地建物取引主任者,ファイナンシャル,珠算,調理師資格,デイトレード,測量士,建築士,危険物取扱主任者,調理師,介護職,足場監督責任者,型枠,簿記,コールセンター,マンション管理,危険物取扱者乙4類,心理カウンセラー,販売士,(さらに上級の)パソコン事務,普通自動二輪,ボイラー一技士,電気工事士,重機,大型自動車2種,特殊免許,英会話
ハウスクリーニング	16	
フォークリフト	14	
普通自動車一種	12	
パソコン事務上級	10	
ハウスクリーニング上級	8	
玉掛け	6	
大型自動車	6	
介護初任者研修	6	
キャリアカウンセリング	6	
高所作業車	4	
原動機付自転車	4	
アーク溶接	3	
車両系(整地等)	3	
車両系(解体用)	3	
小型移動式クレーン	3	
ガス溶接	2	
床上操作式クレーン	2	
中型自動車	2	
粉じん	1	
その他	3	
回答なし	28	

別紙5 厚生労働省組織図

厚生労働省組織図(令和3年1月)



## 別紙6 関係機関一覧（令和2年12月時点）

### 【公共職業安定所】

#### 東京都

- ・上野公共職業安定所玉姫労働出張所（日雇労働者関係）
- ・足立公共職業安定所河原町労働出張所（日雇労働者関係）
- ・飯田橋公共職業安定所
- ・上野公共職業安定所
- ・渋谷公共職業安定所
- ・池袋公共職業安定所
- ・足立公共職業安定所
- ・墨田公共職業安定所

#### 神奈川県

- ・横浜公共職業安定所横浜港労働出張所（日雇労働者関係）
- ・横浜公共職業安定所
- ・川崎公共職業安定所

#### 愛知県

- ・名古屋中公共職業安定所
- ・名古屋南公共職業安定所

#### 大阪府

- ・あいりん労働公共職業安定所（日雇労働者関係）
- ・大阪港労働公共職業安定所

#### 福岡県

- ・福岡中央公共職業安定所
- ・小倉公共職業安定所

### 【自立支援センター】

#### 東京都

- ・自立支援センター千代田寮
- ・自立支援センター荒川寮
- ・自立支援センター渋谷寮
- ・自立支援センター豊島寮
- ・自立支援センター墨田寮

#### 神奈川県

- ・横浜市生活自立支援施設はまかぜ

- ・川崎市自立支援センター日進町
- ・川崎市自立支援センター南幸町
- ・生活づくり支援ホーム下野毛

愛知県

- ・自立支援事業なかむら
- ・自立支援事業あつた

大阪府

- ・自立支援センター舞洲

福岡県

- ・ホームレス自立支援センター北九州
- ・福岡市就労自立支援センター
- ・アセスメントセンター
- ・福祉センター

【ホームレス就業支援事業協議会】

東京都

- ・東京ホームレス就業支援事業推進協議会

神奈川県

- ・神奈川県ホームレス就業支援協議会

愛知県

- ・愛知ホームレス就業支援事業推進協議会

大阪府

- ・大阪ホームレス就業支援センター運営協議会

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業委託要綱

(通則)

第 1 条 令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第 2 条 委託事業は、日雇労働者等に知識や技能を習得若しくは向上させるための講習を実施することにより、その者の就労機会等の増加を図ることを目的とする。

(委託先)

第 3 条 委託事業は、厚生労働省職業安定局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができるものと認める者（以下「受託者」という。）に、委託して実施するものとする。

(委託の申入れ)

第 4 条 委託者は、受託者として適当と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第 1 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）受託依頼書」（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

(受託書等の提出)

第 5 条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から 14 日以内に、様式第 2 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）受託書」に様式第 3 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する契約書第 7 条第 2 項前段の書類

を併せて提出するものとする。

(実施計画書等の審査及び契約の締結)

第6条 委託者は、前条の規定により提出された実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長が、様式第4号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場合は契約書第7条第2項前段の承認を必要とするものとする。

(表明確約)

第7条 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約しなければならない。

(契約書)

第8条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

(参考)

本事業は、以下の7区分で実施する。

- 1 対象地域:東京都 対象者:日雇労働者
- 2 対象地域:東京都 対象者:ホームレス、住居喪失不安定就労者
- 3 対象地域:神奈川県 対象者:日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者
- 4 対象地域:愛知県 対象者:日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者
- 5 対象地域:大阪府 対象者:日雇労働者
- 6 対象地域:大阪府 対象者:ホームレス、住居喪失不安定就労者
- 7 対象地域:福岡県 対象者:日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

(様式第 1 号)

職発第 号  
令和 年 月 日

殿

厚生労働省職業安定局長 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
受託依頼書

標記について、下記委託事業を受託されたく依頼申し上げます。

なお、受託について承諾いただいた場合は、別添の令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業委託要綱を参照のうえ、同要綱様式第 2 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）受託書」及び様式第 3 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施計画書」を提出いただくようお願いいたします。

記

- 1 委託事業名 令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）
- 2 委託事業の内容 「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託要綱」に基づく事業の実施
- 3 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(様式第 2 号)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）受託書

令和 年 月 日付職発第 号により委託の申入れのあった「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）」の実施を受託いたします。

なお、受託事業の実施内容は、別添様式第 3 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施計画書」のとおりです。

(様式第3号)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
実施計画書

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）については、別紙1の令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施計画により実施することとし、当該計画実施に係る所要経費の内訳は別紙2のとおりです。

別紙 1

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施計画  
受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
委託費の額	円

※ 事業費の内訳は別紙 2 「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）費積算内訳」のとおり

別紙 2

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）費積算内訳  
受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

(様式第4号)

令和3年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域：〇〇、対象者：〇〇)  
委託契約書

令和3年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域：〇〇、対象者：〇〇) 委託要綱 (以下「委託要綱」という。) に基づく令和3年度における事業の委託について、支出負担行為担当官厚生労働省雇用保険課長 長良 健二 (以下「甲」という。) と (受託者名) (役職) (氏名) (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結する。

(委託事業)

第1条 厚生労働省職業安定局長 (以下「委託者」という。) は、乙に対し、別紙1「令和3年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域：〇〇、対象者：〇〇) 実施計画」 (以下「実施計画」という。) に掲げる事業 (以下「委託事業」という。) を委託する。

(委託事業の実施)

第2条 乙は、令和3年度日雇労働者等技能講習事業に係る仕様書、委託要綱及び実施計画並びに日雇労働者等技能講習事業に係る技術提案書に基づき委託事業を実施しなければならない。

(委託期間)

第3条 委託事業の委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(委託費の支払)

第4条 甲は、乙に対し、委託事業に要する経費 (以下「委託費」という。) として、金〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円) を限度として支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法 (昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を別紙2「令和3年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域：〇〇、対象者：〇〇) 委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分 (以下「経費区分」という。) にしたがって使用しなければならない。

4 委託費は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、乙が概算での支払を希望する場合は、甲は、乙の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、これを財務大臣に協議

し、その承認があった場合に限り、国の支払計画の額の範囲内において概算払をすることができる。

- 5 乙は、委託費の支払を受けようとするとき又は前項の概算払を請求するときは、官署支出官厚生労働省職業安定局長（以下「官署支出官」という。）に対して、委託要綱様式第5号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託費支払請求書」を提出するものとする。なお、概算払による場合に限り、委託要綱様式第5号別添を添付して提出すること。
- 6 官署支出官は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託費を乙に支払うものとする。
- 7 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める期間内に支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）に基づき遅延利息を乙に支払うものとする。

#### （契約保証金）

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

#### （委託事業等の変更等）

第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託要綱様式第6号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）変更通知書」により、その旨を乙に通知するものとする。

- （1）委託事業の内容を変更するとき
- （2）国の予算額に変更があったとき

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託要綱様式第7号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）変更承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
- （2）委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）

3 委託者が、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、委託要綱様式第8号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）変更委託契約書」により、乙と変更委託契約を締結するものとする。

4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託要綱様式第9号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）中止（廃止）承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければ

ばならない。

(再委託の承認)

第7条 乙が契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することを禁止する。

- 2 乙は、委託事業を再委託するときは、あらかじめ、委託要綱様式第10号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）再委託承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には、委託要綱様式第11号「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）再委託内容変更承認申請書」により同様の承認を受けなければならないこととする。ただし、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合はこの限りではない。
- 3 乙は、委託事業を第三者に再委託したときは、再委託した業務を実施する当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、すべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(委託契約の履行体制に関する書類の提出)

第8条 乙は、再委託者からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した委託要綱様式第12号「履行体制図届出書」を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに委託要綱様式第13号「履行体制図変更届出書」を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。
  - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
  - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
  - (3) 契約金額の変更のみの場合
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(他用途使用等の禁止)

第9条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外に使用することはできない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

(財産の帰属)

第 10 条 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 11 条 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

2 乙は、委託事業の実施に伴って取得した財産及び賃貸借契約で調達した機器等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託要綱様式第 14 号「財産処分承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。

4 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、委託事業が終了したとき（第 6 条第 4 項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下「委託事業が終了等したとき」という。）は、これを甲に返還するものとする。

(金券及び消耗品の取扱い)

第 12 条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しないことを禁止する。

(支払状況の確認)

第 13 条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、委託事業に携わる者が、委託事業以外の事業を行う場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、業務分担を明確化すること。

2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払で行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うこととする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うこととする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給を行わなければならない。

3 乙は、物品の購入・役務の提供等の契約について、契約のとおり納品・履行され

たことを確認して支払いを行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

(関係書類の整備・保存等)

第 14 条 乙は、委託費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の書類等は、委託事業が終了等した日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施状況の報告)

第 15 条 委託者は、委託事業の実施状況を把握するため必要があると認めたときは、乙に対し、委託要綱様式第 15 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施状況報告書」の提出を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により委託者から令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施状況報告書の提出を求められた場合は、その要求があった日から 20 日以内に提出しなければならない。

3 委託者は、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施状況報告書の内容から必要があると認める場合は、当該業務の実施について指示をすることができるものとする。

(実施に関する監査等)

第 16 条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、又は監査を行うことができることとする。

2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(業務完了報告書の提出)

第 17 条 乙は、業務終了後、直ちに委託要綱様式第 16 号「業務完了報告書」を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

(検査の実施)

第 18 条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後 10 日以内又は国の会計年度の

末日のいずれか早い日までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

- 2 乙は、審査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とする。
- 3 前項の規定は、不合格後の再審査の際にも適用する。

#### (実施結果報告書の提出)

第 19 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 8 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 17 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施結果報告書」を委託者に提出しなければならない。

#### (委託費の精算等)

第 20 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 8 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 18 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）精算報告書」を、委託者を經由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、帳簿等における出入金の状況及び内容が、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）精算報告書の支出額・残額と齟齬がないか確認しなければならない。

- 2 甲は、前項に定める令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託要綱様式第 19 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託費確定通知書」により委託者を經由して乙に通知するものとする。ただし、第 4 条第 4 項ただし書の規定による概算払により、乙に支払った委託費に残額が生じたとき又は乙に支払った委託費により発生した収入があるときは、甲は、期間を定めて、委託要綱様式第 20 号「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託費確定通知及び返還命令書」により、委託者を經由して乙に通知するとともに返還を命ずるものとする。
- 3 委託費の額の確定は、第 4 条第 1 項に規定する委託費の限度額と委託事業に要した額を経費区分毎に比較し、いずれか低い額をもって行う。

#### (延滞金及び加算金)

第 21 条 乙は、前条第 2 項ただし書に規定する委託費の残額を甲の指定する期日までに支払わないときは、遅延防止法に基づき延滞金を支払わなければならない。また、同項ただし書に規定する収入を甲の指定する期日までに支払わないときは、

その支払期限の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年3.0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。

- 2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還し、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
- 3 甲は、前項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 4 乙は、第2項に規定する委託費の返還について、甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年3.0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。延滞金、元本（返還する委託費）及び第2項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

#### （損害賠償）

- 第22条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。
- 2 甲は、第27条第1項第5号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。
  - 3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

#### （公表等の制限）

- 第23条 乙は、委託者の承認を受けた場合のほかは、委託事業の実施結果を公表してはならない。

#### （守秘義務等）

- 第24条 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

#### （個人情報の取扱い）

- 第25条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律

(平成 15 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項に規定する個人情報(いう。以下同じ。)を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに委託要綱様式第 21 号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複製又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託要綱様式第 22 号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、委託要綱様式第 23 号「個人情報管理状況報告書」により、年 1 回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を第三者に再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 26 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

第 27 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、本契約の再委託先が次の各号のいずれかに該当する場合も、同様とする。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき
  - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した書類等に虚偽があったことが判明したとき
  - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき
  - (4) 第16条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき
  - (5) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき
- 2 甲は、前項の規定により、契約を解除したときは、第20条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、乙に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。さらに、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。

#### (契約の解除に係る違約金)

- 第28条 前条第1項第1号から第4号のいずれかに該当するときは、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (談合等の不正行為に係る契約解除)

- 第29条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下次条において同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
  - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同

法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 30 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- （1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- （2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
- （3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- （4）乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する延滞金）

第 31 条 乙は、第 28 条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第 32 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力

団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第33条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第34条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第35条 甲は、第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 36 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(疑義の決定)

第 37 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局

雇用保険課長

長良 健二

印

乙 住 所

受託者名（役職）

（氏名）

印

別紙 1

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
実施計画

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
委託費の額	円

別紙 2

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
委託費交付内訳

委託対象経費区分	委託費の額
1 人 件 費	円
2 管 理 費	円
3 事 業 費	円
4 消 費 税	円
合 計	円

※ 会計勘定が複数ある場合には、会計勘定ごとの内訳と合算額を記載すること。

(様式第5号)

番 号  
令和 年 月 日

官署支出官

厚生労働省職業安定局長 殿

住所

受託者名

印

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
委託費支払請求書

令和 年 月 日付け契約を締結した令和3年度日雇労働者等技能講習  
事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）の実施に係る経費として下記金額を交付  
されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名  
預 金 種 別  
口 座 番 号  
( カ ナ 名 義 )  
口 座 名 義  
名 義 人 住 所

別添

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託費 請求金額（第 〇 四半期）

（単位：円）

委託契約額	支払済額	今回請求金額	残 額	備 考
円	円	円	円	

(様式第 6 号)

職発第 号  
令和 年 月 日

受託者 殿

厚生労働省職業安定局長 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
変更通知書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施  
計画に下記の変更の必要が生じたので別紙のとおり通知します。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第7号)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
変更承認申請書

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施  
計画を下記により別紙1及び別紙2のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更理由
- 4 当初契約額
- 5 変更後契約額

別紙 1

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
実施計画

委託事業の事項		委託事業の内容	
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
委託費の額	円		

※ 事業費の内訳は別紙 2 「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）費積算内訳」のとおり

別紙 2

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）費積算内訳

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

(様式第8号)

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）

変更委託契約書

令和 年 月 日付で、支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局雇用保険課長 長良 健二（以下「甲」という。）と受託者（役職）（氏名）（以下「乙」という。）との間で締結した「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書」について、当該契約書第6条第3項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書（以下「契約書」という。）第4条第1項中「金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円）」を「金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円）」に変更する。
- 2 契約書別紙1「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 3 契約書別紙2「令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託費交付内訳」を別紙2のとおり変更する。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局

雇用保険課長

長良 健二

印

乙 住 所

受託者名（役職）

（氏名）

印

別紙 1

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施計画

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
委託費の額	円

## 別紙 2

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託費交付内訳

(単位：円)

委託対象経費区分	当初契約額	変更契約額	増 △ 減
1 人 件 費			
2 管 理 費			
3 事 業 費			
4 消 費 税			
合 計			

※ 会計勘定が複数ある場合には、会計勘定ごとの内訳と合算額を記載すること。

(様式第9号)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
中止（廃止）承認申請書

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）を下  
記により中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 中止（廃止）理由
- 3 中止期間（廃止年月日）

(様式第 10 号)

番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

受託者名 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
再委託承認申請書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）の実  
施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方  
住 所  
氏 名
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 再委託を行う金額  
※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 11 号)

番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

受託者名 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
再委託内容変更承認申請書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）の実施にあたり、その一部を再委託することとし、令和 年 月 日付で承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 12 号)

番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

受託者名 印

履行体制図届出書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託  
契約書第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出します。

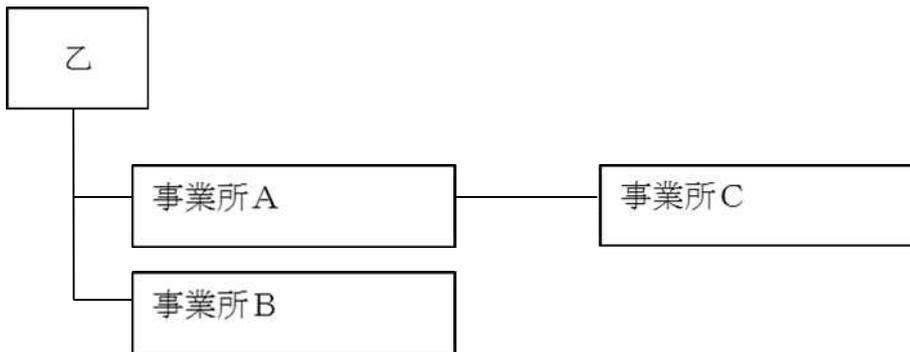
記

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業所名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・		
B			
C			



(様式第 13 号)

番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

受託者名 印

### 履行体制図変更届出書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託  
契約書第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出します。

#### 記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

(様式第 14 号)

番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

受託者 印

### 財産処分承認申請書

今般、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）により取得した財産について、下記のとおり処分を認められたいので、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書第 11 条第 3 項の規定により承認申請いたします。

#### 記

1. 財産の品目
2. 数量
3. 取得年月日
4. 取得価格
5. 取得後の使用状況
6. 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 15 号)

番  
令和 年 月 日 号

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
実施状況報告書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施  
状況を別添により報告します。

別添

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
実施状況報告書

受託者名

1 事業実施状況

内 容		備 考
計 画	実施状況及び見込	

2 経費状況

(1) 収入

(単位：円)

区 分	受 入 済 額	今 後 の 受 入 額 予 定	合 計	備考

(2) 支出

(単位：円)

区 分	支 出 済 額	今 後 の 支 出 額 予 定	合 計	備考

(様式第 16 号)

番 号  
令和 年 月 日

検査職員

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

予算係長 殿

受託者名 印

### 業務完了報告書

契約件名 令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、  
対象者：〇〇）

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書第 17 条の規定に基づき報告します。

(様式第 17 号)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）  
実施結果報告書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）の実  
施結果について別添のとおり報告します。

別添

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）実施結果  
受託者名

計画内容	具体的実施状況	備考

(様式第 18 号)

番 号  
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿  
(職業安定局長経由)

受託者名 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○)  
精算報告書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) の精算について下記のとおり報告します。

記

1 精算報告 (別紙 1 のとおり)

(1) 委託契約額	金	円也
(2) 支出額	金	円也
(3) 差引額	金	円也
(4) 雑収入 (預金利息等)	金	円也
(5) 返還額 ((3) + (4))	金	円也

2 委託費支出内訳明細 (別紙 2 のとおり)

別紙1

令和3年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託費支出等実績

受託者名

（単位：円）

区 分	委託契約額	流用増減額	①流用後の額	②支出額	③差引額 (①－②)	④雑収入 (預金利息等)	返還額 (③＋④)	備 考
合 計								

※③差引額は、経費区分毎に①>②である場合のみ記載すること。

別紙 2

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）

委託費支出内訳明細

受託者名

委託事業対象経費	支出額	備考
	円	
合 計	円	

(様式第 19 号)

職発第 号  
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○)  
委託費確定通知書

令和 年 月 日付け「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) 委託契約書」により契約を締結した令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) の実施に係る委託費の額については、令和 年 月 日付け令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) 精算報告書に基づき、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) 委託契約書第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- |   |       |   |    |
|---|-------|---|----|
| 1 | 委託契約額 | 金 | 円也 |
| 2 | 確定額   | 金 | 円也 |

(様式第 20 号)

職発第 号  
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 印

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○)  
委託費確定通知及び返還命令書

令和 年 月 日付け「令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) 委託契約書」により契約を締結した令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) の実施に係る委託費の額については、令和 年 月 日付け令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) 精算報告書に基づき、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) 委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付した委託費及び交付した委託費により発生した収入については、令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業 (対象地域 : ○○、対象者 : ○○) 委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により令和 年 月 日までに下記金額の返還を命じます。

記

1	委託契約額	金	円也
2	確定額	金	円也
3	返還額	金	円也
	① 委託費の残額		円
	② 預金利息		円

(様式第 21 号)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

個人情報保護管理及び実施体制報告書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書第 25 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第 22 号)

# 個人情報漏えい等事案発生報告書

## (第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年

月

日

曜日

(発覚から 営業日)

(1)委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

(様式第 23 号)

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名 印

### 個人情報管理状況報告書

令和 3 年度日雇労働者等技能講習事業（対象地域：〇〇、対象者：〇〇）委託契約書第 25 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 目的外利用の有無 （ 有 ・ 無 ）
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守  
（ している ・ していない ）
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 （ している ・ していない ）
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守  
（ している ・ していない ）
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却  
（ している ・ していない ）
- 6 その他講じた措置（自由記載欄）